

## 第5章 保有特定個人情報の開示、訂正、利用停止等の請求等

### 第26条 保有特定個人情報の開示請求権

第26条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己を本人とする保有特定個人情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人（以下「法定代理人」という。）又は本人の委任による代理人（以下「任意代理人」という。）は、本人に代わって開示請求をすることができる。ただし、当該開示請求が、本人の利益に反することが明らかである場合はこの限りではない。

#### 趣旨

- 1 本条は、保有特定個人情報の開示を請求できる者及び開示を請求できる特定個人情報の範囲を定めたものである。
- 2 第1項は、誰でも実施機関に対して、自己を本人とする保有特定個人情報の開示を請求する権利を有していることを明らかにしたものである。
- 3 「何人も」とは、都民であると否とを問わず実施機関において自己を本人とする保有特定個人情報が保有されている全ての個人をいう。
- 4 「自己を本人とする保有特定個人情報」とは、自分がその情報の本人となっている場合の保有特定個人情報をいう。

情報の本人である場合とは、自己の氏名、住所、識別番号等によって帳票等が作成され、自己の個人番号をその内容に含む個人情報である特定個人情報が記録されている場合はもとより、自己以外のものの氏名、住所、識別番号等によって作成されている帳票等の中に自己の特定個人情報が記録されている場合の当該特定個人情報も含むものである。
- 5 第2項本文は、本人請求の例外として、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「任意代理人」という。）が、被代理人の保有特定個人情報の開示を請求できる旨を明らかにしたものである。
- 6 「未成年者」とは、年齢が成年すなわち満20年に達しない者をいう（民法（明治29年法律第89号）第4条）。
- 7 「成年被後見人」とは、民法第7条の規定により後見開始の審判を受けた者をいう。
- 8 「法定代理人」とは、民法上の法定代理人である。

未成年者の法定代理人は、第一次的には親権者（民法第818条等）、第二次的には未成年後見人（民法第839条等）である。

また、成年被後見人の法定代理人は、成年後見人（民法第843条等）である。
- 9 「本人の委任による代理人」とは、特定個人情報の開示請求を行うことにつき本人が委任した代理人である。
- 10 第2項ただし書は、法定代理人又は任意代理人による開示請求が、本人の利益に反することが明確である場合には、当該法定代理人又は任意代理人の開示請求権を認めない旨を明らかにしたものである。

---

---

## 運 用

---

---

- 1 自己と自己以外のものの関係が、その内容において不可分の状態で記録されている場合など、自己以外のものの情報と自己自身の情報が合一して自己についての保有特定個人情報を形成している場合は、当該自己以外のものの情報も含めて、自己を本人とする保有特定個人情報とする。
- 2 死者に関する情報については、当該情報が請求者自身の保有特定個人情報であると考えられる情報及び社会通念上請求者自身の保有特定個人情報とみなせるほど請求者と密接な関係がある情報である場合に、当該情報が請求者本人の個人番号を含む個人情報と密接不可分であるときには、自己を本人とする保有特定個人情報に含むものとする。
  - (1) 請求者自身の保有特定個人情報であると考えられる情報とは、次のものをいう。
    - ア 請求者が死者である被相続人から相続した財産に関する情報
    - イ 請求者が死者である被相続人から相続した不法行為による損害賠償請求権等に関する情報
    - ウ 近親者固有の慰謝料請求権など、死者の死に起因して、相続以外の原因により請求者が取得した権利義務に関する情報
  - (2) 社会通念上請求者自身の保有特定個人情報とみなせるほど請求者と密接な関係がある情報とは、次のものをいう。
    - 死亡した時点において未成年であった自分の子に関する情報
- 3 法定代理人又は任意代理人による開示請求については、次の二つの要件を満たす場合には、本人の利益に反することが明確であるとして、原則として請求を却下するものとする。
  - (1) 本人の情報を当該法定代理人又は任意代理人に開示することにより、本人の生命、身体又は財産その他の権利利益に重大な支障が生じるおそれがあると実施機関が判断することに相当な理由があること。
  - (2) 満15歳以上の未成年者の法定代理人からの開示請求にあっては、当該未成年者本人が保有特定個人情報を開示することに同意していないこと。

## 第27条 開示請求方法

- 第27条 前条の規定に基づき開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した開示請求書を提出しなければならない。
- 一 開示請求をしようとする者の個人番号、氏名及び住所又は居所
  - 二 開示請求をしようとする保有特定個人情報を特定するために必要な事項
  - 三 前二号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、当該開示請求に係る保有特定個人情報の本人の個人番号が記載されている書類及び自己が当該開示請求に係る保有特定個人情報の本人又はその法定代理人若しくは任意代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。
- 3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求した者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

### 趣旨

- 1 本条は、保有特定個人情報の開示についての具体的な請求方法を定めたものである。実施機関は、本条に基づく手続により自己を本人とする保有特定個人情報の開示の請求を受けた場合は、原則として開示をしなければならないものである。
- 2 第1項は、開示請求に際しては、保有特定個人情報開示請求書（知事が保有する特定個人情報の保護等に関する規則（平成27年東京都規則第197号。以下「特定保護規則」という。）別記第1号様式）に必要事項を記載して提出する必要があることを明らかにしたものである。
- 3 第1項各号に掲げる事項は、保有特定個人情報開示請求書に記載すべき事項であり、開示請求をする上で必要な事項である。保有特定個人情報の開示請求において、開示請求に係る保有特定個人情報を正確に特定するためには請求者の個人番号の記載が不可欠であることから、必要事項として明記しているものである。
- 4 第2項は、個人番号を含む個人に関する情報が誤って他人に開示されてしまうと、番号法に違反するとともに、本人が不測の権利利益侵害を被る場合もあるため、開示請求をしようとする者は、自己が当該開示請求に係る保有特定個人情報の本人又はその代理人であることを証明する書類を提出し、又は提示する必要があることを明らかにしたものである。  
「証明するために必要な書類で実施機関が定めるもの」とは、特定保護規則第3条に定める書類である。
- 5 第3項は、開示請求書に形式上の不備がある場合の補正手続について定めたものである。
  - (1) 「開示請求書に形式上の不備があると認めるとき」とは、記載事項に漏れがある場合や、「開示請求をしようとする保有特定個人情報を特定するために必要な事項」の記載に不備があり、開示請求に係る保有特定個人情報を特定することができない場合等をいう。
  - (2) 「相当の期間」とは、開示請求者が補正をするのに足りる合理的な期間をいう。

- (3) 「補正の参考となる情報」とは、情報公開条例第41条に規定する文書検索目録、条例第17条に規定する特定個人情報取扱事務の届出事項に係る目録（以下「特定個人情報取扱事務目録」という。）その他開示請求者が保有特定個人情報を特定するために必要な情報をいう。

---

---

## 運 用

---

---

- 1 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）による開示請求は、個人番号の紛失や漏えいの危険性が排除できない上、請求者本人の確認が十分行えないことから、特に必要があると認める場合を除いて認めないものである。
- 2 番号法第19条に定める場合で、その事務の遂行上、本人に自己を本人とする保有特定個人情報の提供を行うことが必要である場合には、この条例による開示請求権の行使を要せずに、自己を本人とする保有特定個人情報についての提供を行うことができるものである。  
ただし、当該保有特定個人情報が条例第30条各号のいずれかに該当する場合は、提供を行わないものである。  
自己を本人とする保有特定個人情報の提供を行う場合、提供を受ける者が当該保有特定個人情報の本人であることの確認は、この条例に基づく開示請求の場合と同様に厳格に行うものである。
- 3 開示請求者は、一般的に行政実務に通じていないことから、「開示請求をしようとする保有特定個人情報を特定するために必要な事項」を的確に記載することは困難な場合が多い。したがって、実施機関は、文書検索目録や特定個人情報取扱事務目録の案内及び開示請求者と連絡を取り合うなど、保有特定個人情報を特定するために必要な情報を積極的に提供する必要がある。

---

---

## 関係条例・規則・要綱

---

---

### 【知事が保有する特定個人情報の保護等に関する規則】

（開示請求書の提出）

第2条 条例第27条第1項の規定に基づき開示請求をしようとする者は、保有特定個人情報開示請求書（別記第1号様式）を知事に提出しなければならない。

（開示請求者の確認）

第3条 条例第27条第2項に規定する開示請求に係る保有特定個人情報の本人の個人番号が記載されている書類は、次の各号のいずれかに掲げる書類とする。

一 個人番号カード

二 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、氏名、出生の年月日、男女の別、住所及び個人番号が記載されたもの

2 条例第27条第2項及び第29条第1項に規定する開示請求に係る保有特定個人情報の本人



であることを証明するために必要な書類は、次の各号のいずれかに掲げる書類とする。

- 一 個人番号カード
  - 二 運転免許証、運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。）、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書又は官公署から発行若しくは発給されたその他の書類若しくはこれに類する書類であって、氏名及び出生の年月日若しくは住所（以下「個人識別事項」という。）が記載され、かつ写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして知事が適当と認めるもののうちからいずれか一つ
  - 三 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書又は官公署、個人番号利用事務実施者若しくは個人番号関係事務実施者から発行若しくは発給されたその他の書類若しくはこれに類する書類であって知事が適当と認めるもの（個人識別事項の記載があるものに限る。）のうちからいずれか二つ
- 3 条例第27条第2項及び第29条第1項に規定する開示請求に係る保有特定個人情報の本人の法定代理人又は任意代理人であることを証明するために必要な書類は、次の各号のいずれかに掲げる書類及び法定代理人又は任意代理人に係る前項の書類（法定代理人又は任意代理人が法人であるときは、登記事項証明書その他の官公署から発行又は発給された書類及び現に当該法人を代表して開示請求をしようとする者と当該法人との関係を証する書類その他の書類であって知事が適当と認める書類（当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限る。））とする。
- 一 本人の代理人として開示請求をする者が法定代理人である場合には、戸籍謄本その他その資格を証明することができる書類として、知事が認める書類
  - 二 本人の代理人として開示請求をする者が任意代理人である場合には、本人の委任状（別記第2号様式）

### 【東京都保有特定個人情報開示・訂正・利用停止事務取扱要綱】

#### 第2 自己の保有特定個人情報の開示・訂正・利用停止事務の窓口

- 1 自己の保有特定個人情報の開示・訂正・利用停止事務の窓口は、東京都情報公開事務取扱要綱（平成11年12月27日付11政都情第389号）第2「情報公開に係る都の窓口」に定める都民情報ルーム、局情報コーナー、所情報コーナー及び支庁情報コーナーとする。

#### 2 都民情報ルーム等で行う事務

##### （1）都民情報ルーム

- ア 自己の保有特定個人情報の開示・訂正・利用停止についての案内に関すること。
- イ 自己の保有特定個人情報の開示・訂正・利用停止事務についての連絡調整に関すること。
- ウ 保有特定個人情報開示請求書（知事が保有する特定個人情報の保護等に関する規則（平成27年東京都規則第197号。以下「規則」という。）別記第1号様式。以下

「開示請求書」という。）、保有特定個人情報訂正請求書（規則別記第12号様式。以下「訂正請求書」という。）及び保有特定個人情報利用停止請求書（規則別記第17号様式。以下「利用停止請求書」という。）の受付に関する事。

エ 自己の保有特定個人情報の開示に関する事。

オ 写しの交付に係る開示手数料の徴収に関する事。

#### （2）局情報コーナー

ア 自己の保有特定個人情報の開示・訂正・利用停止についての案内に関する事。

イ 局における自己の保有特定個人情報の開示・訂正・利用停止事務についての連絡調整に関する事。

ウ 局が保有する自己の保有特定個人情報に係る開示請求書、訂正請求書及び利用停止請求書の受付に関する事。

エ 局における自己の保有特定個人情報の開示に関する事。

オ 局において行う写しの交付に係る開示手数料の徴収に関する事。

#### （3）所情報コーナー

ア 自己の保有特定個人情報の開示・訂正・利用停止についての案内に関する事。

イ 所における自己の保有特定個人情報の開示・訂正・利用停止事務についての連絡調整に関する事。

ウ 所が保有する自己の保有特定個人情報に係る開示請求書、訂正請求書及び利用停止請求書の受付に関する事。

エ 所における自己の保有特定個人情報の開示に関する事。

オ 所において行う写しの交付に係る開示手数料の徴収に関する事。

#### （4）支庁情報コーナー

ア 自己の保有特定個人情報の開示・訂正・利用停止についての案内に関する事。

イ 支庁における自己の保有特定個人情報の開示・訂正・利用停止事務についての連絡調整に関する事。

ウ 開示請求書、訂正請求書及び利用停止請求書の受付に関する事。

エ 自己の保有特定個人情報の開示に関する事。

オ 写しの交付に係る開示手数料の徴収に関する事。

### 3 主務課で行う事務

保有特定個人情報を取り扱う事務を主管する課（課に相当する組織を含む。以下「主務課」という。）においては、原則として次のことを行うものとする。

ア 自己の保有特定個人情報の開示・訂正・利用停止についての案内に関する事。

イ 主務課が保有する自己の保有特定個人情報に係る開示請求書、訂正請求書及び利用停止請求書の受付に関する事。

ウ 開示・訂正・利用停止請求のあった自己の保有特定個人情報の検索に関する事。

エ 開示・訂正・利用停止請求のあった自己の保有特定個人情報の開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等に関する事。

オ 条例第28条第5項（条例第38条第5項及び第44条第5項において準用する場合を含む。）に規定する協議・協力先の意見を聴くこと。

- カ 条例第28条第6項の規定により、当該開示請求者以外のものに対し、意見書を提出する機会を与えること。
- キ 主務課における自己の保有特定個人情報の開示に関すること。
- ク 主務課において行う写しの交付に係る開示手数料の徴収に関すること（金銭出納員又は現金取扱員を置いている主務課に限る。）。

#### 4 受付時間

窓口及び主務課における2及び3の事務に係る受付時間は、東京都の休日（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第10号）第1条第1項に規定する休日をいう。）を除く日の午前9時から午後5時までの間とする。ただし、受付時間について別途定めのある場合はこの限りでない。

### 第3 自己の保有特定個人情報の開示事務

#### 1 案内

##### （1）請求の内容の特定

開示請求を行いたい旨の照会があった場合は、どのような自己の保有特定個人情報が知りたいのか確認し、開示請求の手続を説明する。その際、当該内容が、開示請求として対応すべきものであるかを判断し、適切な対応に努めるものとする。

##### （2）保有個人情報の開示請求との区別

自己の個人番号が含まれていない個人情報であって、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「個人情報保護条例」という。）第12条に基づく保有個人情報の開示請求の対象とすべきことが明らかなものに対して保有特定個人情報の開示請求がなされた場合には、保有個人情報の開示請求を行うべきであることを教示する。

##### （3）条例第46条関係の確認

条例第46条に規定する場合には、この条例は適用しないので、これに該当する保有特定個人情報であるかどうかを確認するものとする。

なお、これに該当する場合は、その旨を説明する等適切に対応するものとする。

#### 2 窓口等における開示請求書の受付

条例第26条の規定に基づく開示請求を受け付ける場合は、以下に留意する。

なお、開示請求者が（2）又は（3）に定める書類を提出又は提示せず、請求に係る保有特定個人情報の本人又は本人の法定代理人若しくは任意代理人であることが確認できない場合は、補正として、相当の期間を定めて開示請求者にこれらの書類の提出又は提示を求めるものとする。開示請求者が当該期間内に補正に応じないとき又は開示請求者に連絡がつかないときは、請求を拒否する決定（以下「却下」という。）を行う。

##### （1）形式要件の確認

保有特定個人情報の本人の個人番号、開示請求者が保有特定個人情報の本人又は本人の法定代理人若しくは任意代理人であること及び提出された開示請求書等について必要事項が記載されていることを確認する。

(2) 本人から開示請求があった場合

開示請求者が保有特定個人情報の本人である場合には、当該本人が提出し又は提示する以下の書類により、当該本人の個人番号の確認及び保有特定個人情報の本人であることの確認を行うものとする。

ア 本人の個人番号の確認

規則第3条第1項に定める次のいずれかの書類により行う。

- ・ 個人番号カード
- ・ 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、氏名、出生の年月日、男女の別、住所及び個人番号が記載されたもの

イ 保有特定個人情報の本人であることの確認

規則第3条第2項に定める次の（ア）又は（イ）のいずれかの書類により行う。

（ア）次に掲げる書類のうちいずれか一つ

- ・ 個人番号カード
- ・ 運転免許証
- ・ 運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。）
- ・ 旅券
- ・ 身体障害者手帳
- ・ 精神障害者保健福祉手帳
- ・ 療育手帳
- ・ 在留カード
- ・ 特別永住者証明書
- ・ 官公署から発行若しくは発給された書類又はこれに類する書類であって、氏名及び出生の年月日又は住所（以下「個人識別事項」という。）が記載され、かつ写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして知事が適当と認めるもの

（イ）次に掲げる書類のうちいずれか二つ

- ・ 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療又は介護保険の被保険者証
- ・ 健康保険日雇特例被保険者手帳
- ・ 国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合の組合員証
- ・ 私立学校教職員共済制度の加入者証
- ・ 国民年金手帳
- ・ 児童扶養手当証書
- ・ 特別児童扶養手当証書
- ・ 官公署、個人番号利用事務実施者又は個人番号関係事務実施者から発行若しくは発給された書類又はこれに類する書類であって知事が適当と認めるもの（個人識別事項の記載があるものに限る。）

（ア）の「官公署から発行若しくは発給された書類…」として知事が適当と認めるも



の」としては、外国人登録証明書、住民基本台帳カード（写真付き）など、官公署が発行等した写真付きの書類であって、氏名及び住所の記載があるものである。

（イ）の「官公署、個人番号利用事務実施者又は個人番号関係事務実施者から発行若しくは発給された書類又はこれに類する書類であって知事が適当と認めるもの」としては、印鑑登録証明書、戸籍謄本、住民票の写し、母子健康手帳、恩給証書、国税・地方税の領収書、納税証明書、公共料金の領収書など、官公署、公的企業又は公益法人が発行等した書類であって、個人識別事項の記載があるものである。ただし、（イ）の二つの書類のいずれかは必ず住所の記載があるものでなければならない。

また、当該書類は、提出・提示の時点において有効なもの又は発行等の日から6か月以内のものに限るものとする。

### （3）本人の法定代理人又は任意代理人から開示請求があった場合

開示請求者が保有特定個人情報の本人の法定代理人又は任意代理人である場合には、開示請求者である法定代理人又は任意代理人が提出し又は提示する以下の書類により、保有特定個人情報の本人の個人番号の確認、代理関係の確認及び当該代理人が本人であることの確認を行うものとする。

#### ア 保有特定個人情報の本人の個人番号の確認

保有特定個人情報の本人の個人番号の確認は、第3. 2（2）アに掲げる書類のいずれかで行う。

#### イ 代理関係の確認

（ア）法定代理人の場合は、規則第3条第3項第1号に定める書類として、以下のもの  
を確認する。

- ・ 未成年者の法定代理人であることを証明する書類として、戸籍謄本その他未成年者の法定代理人の資格を証明する書類
- ・ 成年後見人であることを証明する書類として、後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条に規定する登記事項証明書その他成年後見人の資格を証明する書類

（イ）任意代理人の場合は、規則第3条第3項第2号に定める保有特定個人情報開示請求委任状（規則別記第2号様式。以下「委任状」という。）により確認する。

#### ウ 法定代理人又は任意代理人が本人であることの確認

開示請求者である法定代理人又は任意代理人が本人であることの確認は、第3. 2（2）イと同様の方法で行う。

なお、法定代理人又は任意代理人が法人である場合には、当該法人に関する登記事項証明書その他の官公署から発行又は発給された書類（当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限る。）及び現に開示請求書の提出を行う者と当該法人との関係を証する書類（当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限る。）の提出を求めるものとする。

「現に開示請求書の提出を行う者と当該法人との関係を証する書類」とは、窓口に来る者に応じて、以下の書類によるものとする。

- ・ 窓口に来る者が当該法人の代表者である場合は、それを証明する書類（法人の登記事項証明書など）

- 窓口に来る者が当該法人の代表者以外の者である場合は、当該法人の代表者から当該窓口に来る者に当該開示請求に関する手続について具体的に委任されている事実を証明する書類（法人の登記事項証明書、代表者印が押印されている委任状及び当該代表者印に係る印鑑の証明書など）
- その他窓口に来る者が当該法人を代表していることを証明する書類

(4) 本人の保有特定個人情報の中に、死者に関する情報が含まれている場合の請求要件等の確認

本人の保有特定個人情報の中に死者に関する情報が含まれている場合には、当該死者に関する情報が本人の保有特定個人情報と同視できる場合（当該死者に関する情報が請求者自身の保有特定個人情報であると考えられる情報及び社会通念上請求者自身の保有特定個人情報とみなせるほど請求者と密接な関係がある情報）に限り、当該本人の保有特定個人情報として開示請求の対象とする。

当該死者に関する情報が本人の保有特定個人情報と同視できるか否かの確認は、東京都保有個人情報開示・訂正・利用停止事務取扱要綱（平成3年9月25日付3情都情第193号。以下「保有個人情報開示等要綱」という。）第3.2(3)に準じて行う。

確認できない場合は、補正として、相当の期間を定めて開示請求者に保有個人情報開示等要綱に定める書類の提出又は提示を求めるものとする。開示請求者が当該期間内に補正に応じないとき又は開示請求者に連絡がつかないときは、当該死者に関する情報については開示請求の対象外として取り扱う。

なお、開示請求の対象となる情報が、死者の個人番号を含む死者に関する情報であって、本人の直接的な保有特定個人情報が一切含まれていないものである場合には、当該情報については、本人の保有特定個人情報として開示請求を受け付けられないものとする。

(5) 保有特定個人情報の特定

請求に係る保有特定個人情報については、主務課と十分連絡を取り合って、当該保有特定個人情報の存在の有無の確認、内容等についての特定を行うこと。

なお、特定の結果、請求に係る情報が、保有特定個人情報ではなく、個人番号を含まない保有個人情報として存在することが判明した場合には、開示請求者に対してその旨を伝え、当該請求の取下げを依頼するとともに、保有個人情報の開示請求を改めて行うべき旨を教示すること。

(6) 開示請求書の記入についての留意事項

ア 同一人から複数の開示請求があった場合は、「請求に係る保有特定個人情報の内容」欄に記入することができる範囲で、1通の開示請求書により受け付けることができるものであること（実施機関が異なる場合を除く。）。

イ 「請求者」欄には、記名のほか押印は要しないものであること。

(7) 開示請求書の記入事項の確認

ア 本人の個人番号が正確に記入されているかについて、慎重に確認すること。

イ 開示請求者の住所又は居所及び氏名は、開示請求者を特定し、決定通知書の送付先を特定するために正確に記入してあること。

法定代理人又は任意代理人による請求の場合は、法定代理人又は任意代理人の住所又は居所及び氏名とともに、〇〇〇〇代理人と記入してあること。

当該法定代理人又は任意代理人が法人であるときは、その名称又は商号、主たる事務所又は本店の所在地及びその代表者の氏名が記入してあること。

ウ 「請求に係る保有特定個人情報の内容」欄は、開示請求の対象となる自己の保有特定個人情報を特定するための欄であるから、当該自己の保有特定個人情報が特定できる程度に具体的に記入してあること。

各自の保有特定個人情報一覧表のようなものを作成すること自体が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に違反することになるため、そのような表を作成してはならない。したがって、「都が保有する自己の特定個人情報全て」又は「〇〇課にある自己の保有特定個人情報の全て」という請求内容では、保有特定個人情報を特定したことにはならない。

（記入例）

〇〇課の〇〇事務の〇〇台帳に載っている私の保有特定個人情報

エ 「開示の区分」欄は、閲覧、視聴又は写しの交付のうちのいずれを希望するのかが分かるように、希望するものを丸で囲んであること。

オ 「法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合の本人の氏名等」欄の本人の状況は、15歳未満の未成年者、満15歳以上の未成年者、成年被後見人又は委任者のいずれかの区分について、該当するものを丸で囲んであること。

また、本人の氏名並びに住所又は居所及び電話番号が記入してあること。ただし、本人の連絡先が本人の住所又は居所及び電話番号と異なるときは、連絡先も併せて記入してあること。

カ 「担当課処理欄」は、開示請求者は記入せず、担当者の確認欄として使用し、本人等の確認を行った書類の名称を記入すること。

また、開示請求者が本人の法定代理人又は任意代理人である場合は、法定代理人又は任意代理人であることを確認した書類の名称を記入すること。

死者に関する情報が本人の保有特定個人情報の中に含まれている場合には、当該部分について請求者が請求資格を有することを確認した書類の名称を記入すること。

#### （8）開示請求書の補正

開示請求書の必要事項の記載に漏れがある場合（不鮮明な記載又は意味不明な記載を含む。）や保有特定個人情報の特定ができない場合には、その場で補正を求める。その場で補正することができない場合は、相当の期間を定めて開示請求者に補正を求めるものとする。開示請求者が当該期間内に補正に応じないとき又は開示請求者に連絡がつかないときは、請求を却下する（却下する場合の処理については、第3. 5（10）参照）。

#### （9）委任状の記入事項の確認

ア 委任者の住所又は居所及び氏名が本人のものであることを慎重に確認すること。

イ 「請求に係る保有特定個人情報の内容」欄は、本人からの委任により任意代理人が開示請求を行うことができる本人の保有特定個人情報の範囲を示すものであるから、当該本人が任意代理人を通じてどのような保有特定個人情報の開示を求めているのかについて特定できる程度に具体的に記入してあること。

（記入例）

〇〇給付申請に必要な私の保有特定個人情報

ウ 任意代理人が行うことができる代理行為の範囲を限定する場合には、「備考」欄に、委任する権限の内容等が具体的に記入してあること。

(10) 委任状の補正

委任状の必要事項の記載に漏れがある場合（不鮮明な記載又は意味不明な記載を含む。）や本人が開示を求めている保有特定個人情報の範囲を特定することが困難である場合には、相当の期間を定めて本人に対してその補正を求めるものとする。本人が当該期間内に補正に応じないとき又は本人に連絡がつかないときは、本人が開示請求の意思がないものとみなして、請求を却下する。

(11) 電話又は口頭による請求

条例第27条は開示請求書を提出することを定めているので、電話又は口頭による開示請求は、認めない。

(12) ファクシミリ又は電子メールによる開示請求

ファクシミリ又は電子メールによる開示請求については、本人又は本人の法定代理人若しくは任意代理人からの請求であることの確認手段が確立していないことから、当分の間は認めない。

(13) 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）による請求

病気、身体障害その他のやむを得ない理由により窓口等で開示請求ができないと認められる請求者から請求書の送付があった場合は、第3. 1及び2に準じて受け付けることができるものとするが、本人又は本人の法定代理人若しくは任意代理人からの請求であることを慎重に確認すること。具体的には、第3. 2（2）又は（3）に定める書類のうち、本人確認書類については（2）イ（ア）のうちのいずれか二つ又は（2）イ（ア）及び（イ）のうちのいずれか三つを提出させるとともに、診断書等窓口等で請求できないことを証する書類を提出させる。さらに、本人に対して、電話等で請求の意思の確認を行うこと。確認後、提出を受けたこれらの書類は、当該請求者に返却すること。受付日は、当該開示請求書が窓口等に到達した日とする。

なお、開示請求に係る保有特定個人情報が特定できない場合や当該開示請求書に不備がある場合又は本人若しくは本人の法定代理人若しくは任意代理人からの請求であることの確認ができない場合は、相当の期間を定めて開示請求者に補正を求めるものとする。

(14) 法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合で、当該法定代理人又は任意代理人複数存在するときの取扱い

法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合で、当該法定代理人又は任意代理人複数存在するときは、請求は全ての者に認めるが、請求を行った者ごとに開示すれば足りるものである。

3 開示請求書を受け付けた場合の説明等

開示請求書を受け付けた場合は、開示請求書の「備考」欄に受付年月日及び受け付けた窓口又は主務課名を記入（収受印の押印で代えることができる。）した後に開示請求書の



写しを作成し、当該開示請求書の写しを開示請求者に交付するとともに、次の事項について説明するものとする。

- ア 開示請求書を受け付けた日の翌日から起算して14日以内に開示決定等を行うこと。  
また、その旨の通知に1日～2日を要すること。当該通知日と保有特定個人情報を開示する日は異なること。任意代理人からの開示請求がなされた場合であって、本人への意思確認を慎重に行う必要があるなど、やむを得ない理由があるときは、14日の期間を60日を超えない範囲で延長することがあり、その場合は、その旨を開示請求者に対し通知すること。
- イ 自己の保有特定個人情報の開示を実施する場合の日時及び場所は、保有特定個人情報開示決定通知書（規則別記第3号様式）又は保有特定個人情報一部開示決定通知書（規則別記第4号様式）（以下「開示決定の通知書」という。）により通知すること。
- ウ 開示請求で、写しの交付が必要な場合、写しの交付に係る開示手数料は、請求者の負担となること。
- エ 満15歳以上の未成年者の法定代理人による開示請求にあつては、原則として、主務課において、未成年者本人に対し当該開示請求書の写し及び規則第7条第1項に定める確認書（規則別記第10号様式。以下「未成年者確認書」という。）を送付し、未成年者本人の開示に係る意思の確認を行うこと。
- オ 任意代理人による開示請求にあつては、原則として、主務課において、委任者本人に対し当該開示請求書の写し及び規則第7条第2項に定める確認書（規則別記第11号様式。以下「委任者確認書」という。）を送付し、委任者本人の開示に係る意思の確認を行うこと。

#### 【東京都特定個人情報等取扱事務要綱】

#### 第4 報告事項

（保有特定個人情報の開示請求・訂正請求・利用停止請求の報告）

- 3 各局等は、保有特定個人情報の開示請求等があった場合には、請求件数及び決定内容について、「保有特定個人情報運用実績報告書」（別記第4号様式）により毎月、情報公開課に報告する。

## 第28条 開示請求に対する決定

第28条 実施機関は、開示請求があった日から14日以内に、開示請求者に対して、開示請求に係る保有特定個人情報の全部若しくは一部を開示する旨の決定（以下「開示決定」という。）又は開示しない旨の決定（第33条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る保有特定個人情報を保有していないときを含む。）をしなければならない。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項の決定（以下「開示決定等」という。）をしたときは、開示請求者に対し、遅滞なく書面によりその旨を通知しなければならない。

3 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、開示請求があった日から60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに延長後の期間及び延長の理由を開示請求者に書面により通知しなければならない。

4 実施機関は、第1項の規定により開示請求に係る保有特定個人情報の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、第2項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由の提示は、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

5 実施機関は、開示決定等を行う場合において、当該決定に係る保有特定個人情報に当該実施機関以外のものとの間における協議、協力等により作成し、又は取得した保有特定個人情報があるときは、あらかじめ、これらのものの意見を聴くことができる。

6 実施機関は、開示請求に係る保有特定個人情報に開示請求者（第26条第2項の規定により法定代理人又は任意代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次項、第30条第2号、第3号及び第10号並びに第31条第2項において同じ。）以外のものに関する情報（他人の保有特定個人情報を除く。）が含まれている場合は、開示決定等に先立ち、当該開示請求者以外のものに対し、開示請求に係る保有特定個人情報が記録された公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

7 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた開示請求者以外のもの（都、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「第三者」という。）が当該保有特定個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示をする日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに当該意見書を提出したものに対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示をする日を書面により通知しなければならない。

---

---

### 趣 旨

---

---

1 本条は、開示請求のあった保有特定個人情報について実施機関が行う開示決定等（条例第

28条第1項の決定をいう。以下同じ。) についての手続を定めたものである。

- 2 第1項は、実施機関は、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内に開示決定等をする義務があることを明らかにしたものである。
- 3 「開示請求に係る保有特定個人情報の全部若しくは一部を開示する旨の決定又は開示しない旨の決定」とは、実施機関が、請求のあった保有特定個人情報が条例第30条各号のいずれかに該当する情報であるか否か、存否応答拒否（条例第33条の決定をいう。以下同じ。）をするか否か、又は当該保有特定個人情報が記録された公文書を保有しているか否か等を判断又は確認した上、開示決定等をするものである。
- 4 第2項は、第1項の決定については、遅滞なく書面により開示請求者に通知する義務があることを明らかにしたものである。
- 5 第3項は、やむを得ない理由があるときは、第1項に規定する期間を延長することができる旨及び延長する場合は、その旨を開示請求者に対し、書面により速やかに通知しなければならない旨を規定したものである。
- 6 「やむを得ない理由」とは、実施機関が、保有特定個人情報の開示の請求に対して、開示決定等をするよう誠実に努力しても、第1項に規定する期間内に当該決定をすることができないおおむね次のような場合をいう。
  - (1) 一度に多くの種類の請求があり、開示請求に係る保有特定個人情報を期間内に検索することが困難であるとき、又は請求のあった保有特定個人情報の内容が複雑で、期間内に開示決定等をするのが困難であるとき。
  - (2) 請求があった自己を本人とする保有特定個人情報に自己以外のものの情報が記録されている場合等で、当該自己以外のものの意見を聴く必要があり、期間内に開示決定等をするのが困難であるとき。
  - (3) 満15歳以上の未成年者の法定代理人による開示請求がなされた場合であって、開示決定等の判断に当たって、当該開示請求に係る当該未成年者の同意を確認するための手続に時間を要し、期間内に開示決定等をするのが困難であるとき。
  - (4) 天災等の発生、一時的な業務量増大等のため、期間内に開示決定等をするのが困難であるとき。
  - (5) 年末年始等執務を行わないときその他の合理的な理由により、期間内に開示決定等をするのが困難であるとき。
- 7 「60日を限度としてその期間を延長することができる」とは、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に開示決定等をするのができない場合であっても、開示請求があった日の翌日から起算して、60日以内に開示決定等をしなければならないとする趣旨である。したがって、期間延長の通知の後に開示決定等をしたときは、第2項の規定により遅滞なく開示請求者に開示決定等の通知をしなければならない。

なお、この期間延長を再度行うことはできない。
- 8 「延長の理由を請求者に通知しなければならない」とは、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間を60日を限度として延長する場合、その理由を開示請求者に通知することを実施機関に義務付ける趣旨である。
- 9 第4項は、第1項の規定により開示請求に係る保有特定個人情報の全部又は一部を開示しないときは、第2項の規定による通知書にその理由を付記する必要があること、また、その

場合は、開示しない根拠規定及びこれを適用する理由を客観的に理解できる程度に記載しなければならないことを定めたものである。

- (1) 「第1項の規定により開示請求に係る保有特定個人情報の全部又は一部を開示しないとき」には、開示請求に係る保有特定個人情報の全部又は一部を開示しない旨の決定をする場合のほか、不存在の決定及び存否応答拒否をする場合を含むものである。
- (2) 不存在決定の理由としては、開示請求に係る公文書の不作成、未取得、廃棄等又は公文書に当該特定個人情報が記録されていない場合等がある。
- (3) 存否応答拒否をする場合の理由は、当該開示請求に係る保有特定個人情報が仮に存在する場合、どの非開示条項に該当し、当該保有特定個人情報の存在等を明らかにすることがなぜ非開示情報を明らかにすることになるのかを示さなければならない。

10 第5項は、保有特定個人情報に当該実施機関以外のものとの間における協議、協力等により作成し、又は取得した保有特定個人情報があるときは、決定に先立って、協議・協力先の意見を聴くことができる旨を明らかにしたものである。

協議・協力先の意見を聴くことによって、慎重かつ公正な開示決定等を行うこととする趣旨である。

本項による意見聴取は、意見を聴いた協議・協力先に対して、開示決定等についての同意権を与えるものではない。

11 第6項は、開示請求に係る保有特定個人情報に開示請求者（法定代理人又は任意代理人が本人に代わって開示請求をする場合には、当該本人をいう。）以外のものに関する情報が含まれている場合は、当該保有特定個人情報に係る当該開示請求者以外のものに対し、意見書を提出する機会を与えることによって、慎重かつ公正な開示決定等を行うこととする趣旨である。ただし、実施機関に対して、開示請求者以外のものに意見書を提出する機会を与えることを義務付けるものではなく、また、意見書を提出した当該開示請求者以外のものに開示決定等についての同意権を与えたものではない。

12 第7項は、前項の規定により意見書提出の機会を与えられた当該開示請求者以外のもの（都、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下同じ。）が反対意見書を提出した場合において、実施機関が開示決定（保有特定個人情報の全部又は一部を開示する決定をいう。以下同じ。）をする場合、当該開示請求者以外のもののために争訟の機会を確保する趣旨である。

13 「開示決定の日と開示をする日との間に少なくとも2週間を置かなければならない」とは、開示請求者の迅速な開示への期待を斟酌しつつも、反対意見書を提出した当該開示請求者以外のものが、保有特定個人情報の開示決定の取消しを求める争訟を提起して開示の執行停止の申立てを行う期間を確保するため、2週間以上置くこととしたものである。

---

---

## 運 用

---

---

- 1 実施機関の開示決定等は、郵便等により開示請求者に通知する。
- 2 一部開示決定又は非開示決定をする場合に理由を付記しなければならないのは、決定権者の慎重かつ合理的な判断を確保するため及び処分を相手方に知らせるためである。  
理由の付記は、開示請求の全部又は一部を拒否する決定を適法に行うための要件であり、



理由を付記していない場合又は付記された理由が不十分な場合は、瑕疵ある行政処分となる。したがって、開示請求の全部又は一部を拒否する処分を行う場合には、本条の趣旨に即し、非開示とする理由を明確にしなければならない。

---



---

関係条例・規則・要綱

---



---

**【知事が保有する特定個人情報の保護等に関する規則】**

(開示決定通知書等)

第4条 条例第28条第2項に規定する書面は、次の表の上欄に掲げる場合につき、同表下欄に掲げる通知書とする。

1 条例第28条第1項の規定により保有特定個人情報の全部を開示する旨の決定をした場合	保有特定個人情報開示決定通知書（別記第3号様式）
2 条例第28条第1項の規定により保有特定個人情報の一部を開示する旨の決定をした場合	保有特定個人情報一部開示決定通知書（別記第4号様式）
3 条例第28条第1項の規定により保有特定個人情報の全部を開示しない旨の決定（条例第33条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る保有特定個人情報を保有していないときの当該決定を含む。）をした場合	保有特定個人情報非開示決定通知書（別記第5号様式）

- 2 条例第28条第3項に規定する書面は、決定期間延長通知書（保有特定個人情報開示請求）（別記第6号様式）とする。
- 3 条例第28条第6項に規定する実施機関が定める事項は、当該公文書の作成年月日、当該開示請求者以外のものに係る情報の内容その他必要な事項とする。
- 4 知事は、条例第28条第6項の規定により開示請求者以外のものに意見書を提出する機会を与える場合は、意見照会書（別記第7号様式）により通知するものとする。
- 5 知事は、条例第28条第7項に規定する反対意見書が提出された場合において、当該反対意見書に係る保有特定個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、直ちに開示決定に係る通知書（別記第8号様式）により反対意見書を提出したものに通知するものとする。

**【東京都保有特定個人情報開示・訂正・利用停止事務取扱要綱】**

第3 自己の保有特定個人情報の開示事務

4 受付後の開示請求書の取扱い

受け付けた開示請求書は次のとおり取り扱うものとする。

(1) 決定期間の起算日

窓口又は主務課で開示請求書を受け付けた日をもって、条例第28条第1項に規定する開示請求があった日として取り扱うものとする。したがって、その翌日が決定期間の起算日となる。

なお、開示請求書の確認又は保有特定個人情報の本人若しくは本人の法定代理人若しくは任意代理人であることの確認において補正を求めた場合にあっては、当該補正を求めた日の翌日から当該補正が完了した日までの日数は、決定期間に算入しない。

## (2) 開示請求書の送付

開示請求書を受け付けた場合は、開示請求書の写し（個人番号を消したものとする。以下この項において同じ。）を作成し保管するとともに、次のとおり迅速に処理するものとする。

### ア 都民情報ルームで開示請求書を受け付けた場合

開示請求書を所管局の個人情報保護制度主管課に送付すること。局の個人情報保護制度主管課は、送付された開示請求書を主務課に送付すること。

### イ 局情報コーナーで開示請求書を受け付けた場合

開示請求書を主務課に送付するとともに、その写しを生活文化局広報広聴部情報公開課（以下「情報公開課」という。）に送付すること。

### ウ 所情報コーナーで開示請求書を受け付けた場合

開示請求書を主務課に送付するとともに、その写しを局の個人情報保護制度主管課に送付すること。局の個人情報保護制度主管課は、写しを情報公開課に送付すること。

### エ 支庁情報コーナーで開示請求書を受け付けた場合

開示請求書を主務課に送付するとともに、その写しを総務局総務部文書課（以下「文書課」という。）に送付すること。文書課は、写しを情報公開課に送付すること。

### オ 主務課で開示請求書を受け付けた場合

開示請求書を主務課で保管するとともに、その写しを局の個人情報保護制度主管課に送付すること。局の個人情報保護制度主管課は、写しを情報公開課に送付すること。

## 5 開示決定等の事務

### (1) 請求に係る保有特定個人情報の内容の検討

ア 東京都文書管理規則（平成11年東京都規則第237号）に定める手続きに基づき、開示請求書に收受印を押印するとともに、文書総合管理システムに文書管理事項を登録する。

イ 開示請求に係る保有特定個人情報について、条例第30条各号等に該当するかどうかを検討し、また、必要に応じて関係部署に協議する。

### (2) 決定期間の延長

開示請求があった日から14日以内に開示決定等を行うことができないときは、開示請求があった日から14日以内に当該期間を延長する旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかに決定期間延長通知書（保有特定個人情報開示請求）（規則別記第6号様式）によりその旨を通知する。なお、延長後の決定期間は、事務処理上必要な限度で適正な期間を設定する。また、「延長理由」欄には、延長する理由をできるだけ具体的に記入するものとする。

### (3) 開示請求者以外のものの情報等の取扱い

開示請求のあった自己の保有特定個人情報に当該開示請求者以外のものに関する情報が含まれている場合であって、主務課が必要と認めるときは、慎重かつ公正な開示決定等をするため、第6「開示請求者以外のものの情報等の取扱い」により処理するものとする。

### (4) 未成年者の法定代理人による開示請求の取扱い

ア 主務課は、満15歳以上の未成年者の法定代理人による開示請求があった場合は、速やかに未成年者本人に対し、当該開示請求書の写し及び未成年者確認書を送付し、未成年者本人が当該開示について同意するか否かを確認する。

未成年者確認書の返送は、受け取った日から1週間以内に行うよう、本人に対し求めるものとし、返送に要する費用は、主務課が負担するものとする。

イ 主務課は、原則として未成年者本人の意思に基づき、開示・非開示等の判断を行うものとするが、未成年者本人の利益に反することが明らかな場合には、条例第26条第2項ただし書の規定に基づき当該請求を却下することもあり得ることから、慎重な判断を行うこと。

具体的には、以下の2点の要件を満たす場合については、原則として請求を却下するものとする。

- ・ 未成年者本人が当該保有特定個人情報を開示することに同意していないこと
- ・ 未成年者本人の情報を法定代理人に開示することによって、本人の生命、身体又は財産その他の権利利益に重大な支障が生じるおそれがあると主務課が判断することに相当な理由があること

### (5) 任意代理人による開示請求の取扱い

任意代理人からの開示請求がなされた場合は、保有特定個人情報の本人の意思確認を特に慎重に行う必要があることから、やむを得ない場合には決定期間を延長することも含め、事案に即して適切に対応すること。具体的には、次のように取り扱うものとする。

ア 主務課は、任意代理人による開示請求があった場合は、速やかに委任者本人に対し、当該開示請求書の写しを送付し、請求があった旨を通知するとともに、当該任意代理人への委任の有無及びその範囲について確認する。本人が委任していない旨を主張した場合には、条例第26条第2項の規定に該当しないものとして、当該請求を却下する。

イ 主務課は、開示請求の対象となる保有特定個人情報の件名及び内容を特定した後、速やかに委任者本人に対し、委任者確認書により、当該保有特定個人情報の件名及び内容を可能な限り具体的に通知し、当該保有特定個人情報の開示に係る委任者本人の意思確認を行う。

委任者本人が当該保有特定個人情報を開示することに同意しない場合には、本人が開示に同意しない範囲（「自分の保有特定個人情報のうち〇〇事務に係る情報は開示に同意するが、△△事務に係る情報は同意しない」との意思表示があった場合には△△事務に係る情報）について、条例第26条第2項ただし書の規定に該当するものとして請求を却下する。また、委任者本人の意思が確認できない場合には、条例第26条第2項ただし書の規定に該当するものとして、当該請求を却下する。

ウ 委任者確認書の返送は、受け取った日から1週間以内に行うよう、本人に対し求めるものとし、返送に要する費用は、主務課が負担するものとする。

(6) 協議

ア 開示請求に係る保有特定個人情報の全部若しくは一部を開示しない旨の決定をし（開示請求に係る保有特定個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る保有特定個人情報を保有していないときを含む。）、又は開示請求を却下するに当たっては、局の個人情報保護制度主管課長及び生活文化局広報広聴部情報公開課長（以下「情報公開課長」という。）並びに関係部課長に協議するものとする。

イ 電子情報処理に関する開示は、戦略政策情報推進本部ICT推進部の関係課長に協議するものとする。

ウ 開示請求に係る保有特定個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定を行った場合は、東京都情報公開・個人情報保護審議会にその旨を報告するものとする。

(7) 他の制度との調整等により条例を適用しない保有特定個人情報の取扱い

開示請求に係る保有特定個人情報が条例第46条に該当するため、条例を適用しない保有特定個人情報である場合は、当該請求を却下する。

(8) 開示請求に係る情報が保有個人情報として存在する場合の取扱い

開示請求の対象となる情報が保有個人情報としては存在するが、保有特定個人情報としては存在しないことが開示請求の段階で明らかであり、保有個人情報の開示請求を行う旨を教示してもなお保有特定個人情報の開示請求の取下げがなされない場合には、当該請求を上記を理由として却下するのではなく、保有特定個人情報としては不存在を理由とする非開示決定を行うこととなる点に留意する。

(9) 開示決定等の通知書の記入要領

開示決定等の通知書を作成する場合は、次のように取り扱うものとする。

ア 「請求に係る保有特定個人情報の内容」欄

請求に係る保有特定個人情報を取り扱う事務の名称、記録されている公文書等（台帳、帳票等）の名称、文書番号等を記入すること。ただし、開示請求に係る保有特定個人情報が記録された公文書を保有していない場合（当該公文書を保有していない理由が、保存年限経過による廃棄済等であって、当該公文書の名称等が明らかな場合を除く。）又は存否応答拒否をする場合は、開示請求書に記載された保有特定個人情報の件名を記入する。

（記入例）

〇〇事務のために〇〇台帳に記載されているあなたの保有特定個人情報  
この場合、1通の開示決定等の通知書に複数の請求に係る保有特定個人情報の内容を記入することができること。

イ 「保有特定個人情報の開示の日時」欄

請求に係る保有特定個人情報の開示を実施する日時は、開示決定の通知書が開示請求者に到達するまでの日数を考慮し、到達予定日から数日以後の通常の勤務時間内の日時を指定すること。この場合、請求者と事前に電話等により打合せをするなどして、



都合のよい日時を指定するよう努めること。

保有特定個人情報の開示の日時及び場所の通知は、条例により書面によることを義務付けられているので、開示請求者と事前に連絡がとれず、開示決定の通知書送付後に日時及び場所を決定した場合は、改めてその旨を書面により通知すること。

#### ウ 「保有特定個人情報の開示の場所」欄

原則として、本庁にあっては都民情報ルーム又は局情報コーナー、所にあつては当該所情報コーナー、所情報コーナーを置いていない所にあつては都民情報ルーム又は局情報コーナー、支庁にあっては当該支庁情報コーナーを指定すること。

なお、当該コーナー等の担当者と事前に調整すること。

#### エ 「開示しない部分及びその理由」欄

保有特定個人情報一部開示決定通知書中の「開示しない部分及びその理由」欄には、開示しない部分並びに該当する条例第30条各号（以下「非開示条項」という。）及び当該非開示条項を適用する理由について、専門的な知識を有しない人にも十分理解できるよう、分かりやすく記載する。複数の非開示事由に該当する場合には、該当する非開示条項ごとにその理由を記載する。

#### オ 「開示をしない理由」欄

保有特定個人情報非開示決定通知書（規則別記第5号様式）中の「開示をしない理由」欄には、該当する非開示条項及び当該非開示条項を適用する理由について、専門的な知識を有しない人にも十分理解できるよう、分かりやすく記載する。複数の非開示事由に該当する場合には、該当する非開示条項ごとにその理由を記載する。

なお、保有特定個人情報の不存在を理由として非開示決定を行う場合は、開示請求者が開示を求めている保有特定個人情報を実施機関に存在しない理由を十分に明記する。また、存否応答拒否をする場合は、開示請求に係る保有特定個人情報が仮に存在した場合に適用することとなる非開示条項及び当該保有特定個人情報の存否を明らかにすることが非開示情報を開示することになる理由を記載する。

#### カ 開示決定の通知書の「備考」欄

一般的な備考のほか当該開示決定に係る保有特定個人情報について、どのような方法で開示するかを具体的に（印刷物に出力したものの閲覧・交付、光ディスクに複写したものの交付等）記載する。

なお、開示請求者と事前に、拡大・縮小コピーの希望の有無、写しの交付を希望する媒体（特に電磁的記録に記録された保有特定個人情報）等について十分調整するものとする。

#### キ 存否応答拒否をする場合の留意事項

開示請求に係る保有特定個人情報が存在しない場合には不存在を理由として非開示決定をし、存在する場合には存否応答拒否をしたのでは、存否応答拒否をする場合は当該保有特定個人情報が存在することを開示請求者に推測されることとなる。したがって、存否応答拒否をする場合は、開示請求の内容に十分注意し、実際の保有特定個人情報の有無を問わず存否応答拒否をする必要があることに留意する。

#### (10) 開示請求を却下する場合の処理

開示請求が条例に規定する要件を満たさず、開示請求者が補正に応じない等の理由に

より当該開示請求を却下する場合は、保有特定個人情報開示請求却下通知書（別記第1号様式）により通知する。

(11) 開示決定等の通知書の送付

ア 開示決定等をした場合は、遅滞なく開示決定等の通知書を作成し、これを遅滞なく開示請求者に送付すること。

イ 開示決定等の通知書及び保有特定個人情報開示請求却下通知書の写しを情報公開課及び局の個人情報保護制度主管課に送付すること。

第6 開示請求者以外のものの情報等の取扱い

1 協議、協力等によって作成、取得した保有特定個人情報に係る意見の聴取（条例第28条第5項（条例第38条第5項又は第44条第5項において準用する場合を含む。以下同じ。）関係）

開示・訂正・利用停止請求のあった自己の保有特定個人情報に、知事以外のものとの間における協議、協力等により作成し、又は取得した保有特定個人情報があり、その部分について請求者の開示・訂正請求・利用停止請求に応ずるか否かについて慎重かつ公正な判断を行うため、主務課が必要と認めるときは、決定に先だって、協議・協力先等の意見を聴くことができる。

2 開示請求者以外のものに関する情報に係る意見照会（条例第28条第6項関係）

(1) 意見照会の実施

開示請求に係る保有特定個人情報に、当該開示請求者以外のものに関する情報が含まれている場合において必要と認めるときは、慎重かつ公正な開示決定等をするために、当該開示請求者以外のものに対し、開示決定等に係る意見書（規則別記第7号様式別紙）の提出を求めることができる。ただし、開示請求に係る保有特定個人情報に含まれている当該開示請求者以外のものに関する情報が、条例第30条各号のいずれかに該当すること又は該当しないことが明らかであるときは、この限りでない。

また、開示請求に係る保有特定個人情報に当該開示請求者以外の多数のものに係る情報が含まれているときは、必要な範囲で意見照会を行うものとする。

(2) 意見照会する事項

当該開示請求者以外の個人若しくは法人等に関する権利利益の侵害の有無又は国等との間における協力関係若しくは信頼関係に対する影響の有無その他必要と認める事項とする。

(3) 意見照会の方法

意見照会は、開示請求書が提出されたことを意見照会書（規則別記第7号様式）により通知し、原則として文書で意見を求めることにより行う。この場合、1週間以内に回答するよう協力を求めるものとする。

(4) 意見書の取扱い

意見照会を行った主務課は、照会の相手方の氏名、住所若しくは居所若しくは所在地、意見照会、実施年月日、確認事項の内容又は意見その他必要な事項を記録した調査書を作成するものとする。

(5) 開示請求者以外のものへの通知

当該開示請求者以外のものの情報について、意見照会を行った後に開示決定をした場合は、直ちに当該開示請求者以外のものに対し、開示決定に係る通知書（規則別記第8号様式）により通知するものとする。

3 その他留意事項

条例第28条第5項の意見の聴取又は同条第6項の意見照会を行うときは、請求者の権利利益の保護に十分配慮し、慎重に処理すること。

## 第29条 開示の方法

第29条 保有特定個人情報の開示は、実施機関が前条第2項の規定による通知書により指定する日時及び場所において行う。この場合において、開示請求者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る保有特定個人情報の本人又はその法定代理人若しくは任意代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

2 保有特定個人情報の開示は、当該保有特定個人情報が、文書、図画又は写真に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、フィルムに記録されているときは視聴又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときは視聴、閲覧、写しの交付等でその種別、情報化の進展状況等を勘案して東京都規則その他の実施機関が定める規則、規程等（以下「都規則等」という。）で定める方法により行う。

3 実施機関は、開示請求に係る保有特定個人情報が記録された公文書を直接開示することにより、当該保有特定個人情報が記録された公文書の保存に支障が生ずるおそれがあると認めるとき、その他合理的な理由があるときは、当該保有特定個人情報が記録された公文書の写しにより開示することができる。

---

---

### 趣旨

---

---

1 本条は、条例第28条第1項の規定により保有特定個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をした場合における具体的な開示の方法を定めたものである。

2 第1項は、保有特定個人情報の開示を行う際の手続について規定したものである。

3 保有特定個人情報の開示は、条例第28条第2項の規定による通知書により指定する日時及び場所において行うものであるから、開示請求者は、指定の場所に出向かなければならない。

なお、特に必要と認める場合は郵便等による開示を行うことができる。

4 開示請求者についての本人確認は、保有特定個人情報の開示請求時と同様、開示の実施時においても、厳格に行わなければならない。

5 第2項は、保有特定個人情報の開示の方法について具体的に定めたものである。

6 保有特定個人情報が記録されている公文書の種類別の開示の方法は、次のとおりである。

(1) 文書、図画又は写真に記録されているときは閲覧又は写しの交付

(2) フィルムに記録されているときは視聴又は写しの交付。ただし、マイクロフィルムの写しの交付については、印刷物として出力したものの交付

(3) 電磁的記録に記録された保有特定個人情報

ア ビデオテープ、録音テープその他の映像又は音声記録された電磁的記録に記録されているときは視聴又は写しの交付

イ ア以外の電磁的記録に記録されているときは、当該電磁的記録に記録された保有特定個人情報に係る部分を印刷物として出力したものの閲覧若しくは交付又は当該電磁的記録に記録された保有特定個人情報をディスプレイに出力したものの視聴若しくは電磁的記録媒体に複写したものの交付が容易であるときは、当該電磁的記録に記録された保有



特定個人情報の視聴若しくは写しの交付により行う。

7 第3項は、一定の場合には、保有特定個人情報が記録された公文書の写しにより開示しても差し支えない旨を規定したものである。

「保有特定個人情報が記録された公文書の保存に支障が生ずるおそれがあると認めるとき」とは、保有特定個人情報が記録された公文書の形態又は形状からみて、その原本を開示することにより、当該保有特定個人情報が記録された公文書が破損され、又は汚損されるおそれがあるときなどをいう。

「その他合理的な理由があるとき」とは、請求の対象となる保有特定個人情報が、当該情報が記録された公文書の一部である場合や保有特定個人情報の一部を非開示とする必要がある場合など、実施機関が相当と認めるときをいう。

---

---

## 関係条例・規則・要綱

---

---

### 【知事が保有する特定個人情報の保護等に関する規則】

（電磁的記録に記録された保有特定個人情報の開示方法）

第5条 条例第29条第2項の規定により、電磁的記録（ビデオテープ、録音テープその他の映像又は音声記録された電磁的記録を除く。以下この項において同じ。）に記録された保有特定個人情報の開示は、電磁的記録に記録された当該保有特定個人情報に係る部分を印刷物として出力したものの閲覧又は交付により行う。

2 前項の規定にかかわらず、電磁的記録に記録された当該保有特定個人情報に係る部分をディスプレイ等映像又は音声の出力装置に出力したものの視聴又はフロッピーディスク、光ディスクその他の電磁的記録媒体に複写したものの交付が容易であるときは、電磁的記録に記録された当該保有特定個人情報の視聴又は当該複写したものの交付により開示を行うことができる。

（開示の実施等）

第6条 保有特定個人情報の開示を写しの交付の方法により受ける者は、保有特定個人情報の開示（写しの交付）申込書（別記第9号様式）を提出しなければならない。

2 保有特定個人情報の開示を行う場合において、写しを交付するときの交付部数は、請求があった保有特定個人情報が記録された公文書1件につき1部とする。

3 知事は、保有特定個人情報が記録された公文書の閲覧又は視聴を受ける者が当該閲覧又は視聴に係る保有特定個人情報が記録された公文書を汚損し、若しくは破損し、又はその内容を損傷するおそれがあると認めるときは、当該保有特定個人情報が記録された公文書の閲覧又は視聴の中止を命ずることができる。

### 【東京都保有特定個人情報開示・訂正・利用停止事務取扱要綱】

第3 自己の保有特定個人情報の開示事務

6 保有特定個人情報の開示の方法

（1）閲覧の方法

ア 保有特定個人情報が記録された文書、図画又は写真については、これらの原本又はその写しを指定の場所で閲覧に供することにより行うものとする。

- イ 保有特定個人情報記録された電磁的記録（ビデオテープ、録音テープその他の映像又は音声記録された電磁的記録を除く。）については、紙に出力したものを指定の場所で閲覧に供することにより行うものとする。ただし、画面のハードコピー（画面に表示されている状態を、そのまま印刷する機能を用いて出力したものをいう。以下同じ。）による閲覧は行わない。
- ウ 保有特定個人情報記録された公文書の一部を閲覧に供する場合は、あらかじめ当該公文書の写しを作成し、当該写しの記載事項のうち、閲覧に供することができない部分を黒色で塗りつぶした状態で閲覧に供する等の方法により行うものとする。
- エ 当該保有特定個人情報の開示請求時に開示請求者から、カメラ、デジタルカメラ、カメラ付き携帯電話、ビデオカメラ、携帯複写機、スキャナその他これらに類する機器（以下「カメラ等」という。）による撮影、複写又は読み取り（以下「撮影等」という。）の申出があったときは、撮影等に必要なカメラ等、什器、電源等を持参する場合に限り使用を認めるものとする。ただし、閲覧時に、カメラ等を当該公文書の撮影等以外に使用した場合その他事務上相当な理由がある場合は、その使用の中止を命ずることができる。

## （2）視聴の方法

- ア 保有特定個人情報記録されたフィルムについては、映写機、再生機器等の通常の用法により行うものとする。
- イ 保有特定個人情報記録された電磁的記録の視聴について、容易に対応できるときは、再生機器等の通常の用法又はディスプレイに出力したものにより行うものとする。ただし、特定個人情報を取り扱う情報システム上の電磁的記録に記録された保有特定個人情報の視聴については、当該情報システム及びその端末を直接利用することはせず、当該情報システムから切り離された環境のディスプレイに出力するなどの方法により行うものとする。
- ウ 保有特定個人情報記録された公文書の一部を視聴に供する場合は、視聴に供することができる部分とそれ以外の部分とを容易に分離することができ、かつ当該分離により開示請求の趣旨が損なわれることがないと認めるときに、視聴に供することができない部分を除いて、当該公文書を視聴に供する等の方法により行うものとする。

## （3）写しの交付の方法

保有特定個人情報の写しの交付は、おおむね次の方法により行うものとする。

- ア 保有特定個人情報記録された文書、図画又は写真の写しの交付の方法
  - （ア）文書、図画又は写真については、原則として乾式複写機により、当該文書、図画又は写真の写しを作成して、これを交付するものとする。
  - （イ）開示請求に係る保有特定個人情報記録された公文書が多色刷りの場合にあつては、開示請求者から申出があったときは、多色刷りに対応した複写機により当該公文書の写しを作成して、これを交付することができる。
  - （ウ）写しの作成は、保有特定個人情報記録された公文書の原寸により行うものであるが、開示請求者から申出があった場合で、複写作業に著しい支障を来さないとき実施機関が認めるときは、B5判、A4判、B4判又はA3判のいずれかの規格に拡

大又は縮小することにより写しを作成し、交付することができるものとする。ただし、複数ページの保有特定個人情報が記録された文書等を合成して、1枚の写しを作成することはしない。

(エ) 開示請求者から申出があった場合は、開示請求に係る保有特定個人情報が記録された公文書を破損し、又は汚損するおそれがないと実施機関が認めたとときに限り、用紙の両面に写しを作成し、交付することができるものとする。

イ 保有特定個人情報が記録されたマイクロフィルムの写しの交付の方法

マイクロフィルムについては、A3判までの用紙に印刷したものを交付するものとする。

ウ 保有特定個人情報が記録されたフィルム（マイクロフィルムを除く。）の写しの交付の方法

(ア) フィルム（映写機、再生機器等を用いるものを除く。）

当該フィルムを印画紙に印画して行うことを原則とし、開示請求者から申出があった場合で技術的に可能であるときは、フィルム又は光ディスク（CD-R又はDVD-R。以下同じ。）その他の電磁的記録媒体に複写したものを交付することができる。

(イ) 映写機、再生機器等を用いるフィルム

当該フィルムを光ディスクに複写して行うことを原則とし、開示請求者から申出があった場合で技術的に可能であるときは、フィルム又はビデオテープその他の電磁的記録媒体に複写したものを交付することができる。

(ウ) フィルム（マイクロフィルムを除く。）の写しの交付を行う場合、東京都特定個人情報の保護に関する条例施行規則（平成27年東京都規則第191号。以下「施行規則」という。）第4条第2項の規定に基づき、開示請求者に当該処理に要する費用の概算額の前納を求めた上で、外部委託を行う。当該処理に要する委託費等については、その見積額をもって概算額とし納入通知書を発行する。納付確認後委託契約を行い、当該写しの作成の終了後、委託契約額をもって確定額とし精算する。

(エ) 歳入科目は、次のとおりとする。

（款）諸収入 （項）雑入

（目）雑入 （節）雑入

エ 保有特定個人情報が記録されたビデオテープ及び録音テープの写しの交付の方法

(ア) ビデオテープ又は録音テープについては、原則として現有の録画再生機器又は録音再生機器等を用いて作成した複製物を交付するものとする。

複製物の作成に当たっては、ビデオテープはVHS規格・120分、録音テープ（カセットテープ）はノーマルタイプ・90分のものを使用するものとする。

(イ) 開示請求者から申出があった場合で容易に対応できるときは、光ディスクその他の電磁的記録媒体に複写したものを交付することができる。

なお、写しの作成に際し、特別の処理が必要な場合には、施行規則第5条第3項の規定に基づき、開示請求者に当該処理に要する費用等の概算額の前納を求めた上で、外部委託等を行う。

特別の処理とは、写しを作成するために必要な処理であって、主務課が現有する

機器、技術等による対応が困難であり、外部委託等を行うことにより処理することが相当であるものをいう。

当該処理に要する委託費等については、その見積額をもって概算額とし、納入通知書を発行する。納付確認後委託契約を行い、当該写しの作成の終了後、委託契約額をもって確定額とし精算する。

歳入科目は、次のとおりとする。

(款) 諸収入 (項) 雑入

(目) 雑入 (節) 雑入

(ウ) ビデオテープ又は録音テープの一部の写しの交付は、非開示情報に係る部分を無録画及び無録音状態にする等、非開示部分の位置や大きさが判別できるようにし、非開示情報を除いた部分の写しを作成することにより行うものとする。

オ 保有特定個人情報記録されたビデオテープ又は録音テープ以外の映像又は音声記録された電磁的記録の写しの交付の方法

(ア) ビデオテープ又は録音テープ以外の映像又は音声記録された電磁的記録については、光ディスクその他の電磁的記録媒体に複写したものを交付するものとする。

なお、写しの作成に際し、特別の処理が必要な場合、当該処理に要する費用については、前記エ(イ)と同様に取り扱うものとする。

(イ) ビデオテープ又は録音テープ以外の映像又は音声記録された電磁的記録の一部の写しの交付は、前記エ(ウ)と同様に行うものとする。

カ 保有特定個人情報記録された電磁的記録(ビデオテープ、録音テープその他の映像又は音声記録された電磁的記録を除く。)の写しの交付の方法

(ア) 電磁的記録の写しの交付は、保有特定個人情報に係る部分を紙に出力したものの交付(ただし、画面のハードコピーの交付は行わない。)又は現有の機器等で容易に対応できるときは、保有特定個人情報に係る部分をフロッピーディスク(3.5インチ)、光ディスクその他の電磁的記録媒体に複写したものの交付により行うものとする。

(イ) 電磁的記録に記録された保有特定個人情報の一部開示は、次のとおり取り扱うものとする。

a 紙に出力して開示するものについては、紙の文書と同様の処理を行うものとする。ただし、処理の過程において、次のb又はcの方法によることが事務処理上効率的であると認められるものについては、その方法によることができる。

b データで開示するものについては、非開示となる部分を記号等に置換する処理を行う。

c データベース等置換処理が困難なデータについては、非開示とするデータ項目を削除又は出力しないこととした上で、ファイルレイアウト等によりデータの存在を示し、当該項目について非開示とする旨を付記する。

d 置換又は削除処理することにより、開示するデータの内容が変更される(関数、乗率、係数等でその後の計算がエラーとなるようなデータ等)場合は、紙による一部開示で対応するものとする。

(4) 開示をする場合の注意事項



開示請求に係る保有特定個人情報に、非開示情報に係る部分がある場合は、当該部分を黒色で塗りつぶす等の処理をした上で、開示するものとする。

開示請求に係る保有特定個人情報が記録された公文書に、当該保有特定個人情報以外の記載部分がある場合は、当該部分を白色で塗りつぶして枠で囲み、当該部分は、開示請求者の保有特定個人情報ではない旨明記する等の処理をした上で、開示するものとする。

(5) 視覚障害者への対応

開示請求者から、開示請求時に申出があった場合で、容易に対応が可能であるときは、開示請求に係る保有特定個人情報について、パーソナルコンピュータのアプリケーションを用いて点字又は音声情報に変換し、開示することができる。

(6) 情報処理システムで処理されている保有特定個人情報の取扱い

ア 汎用機等を利用した情報処理システムで処理されている保有特定個人情報の開示については、原則として前記(1)イ及び(3)カによるものとする。

なお、写しの作成に際し、特別の処理が必要であって、主務課が当該処理を行うことが相当であると認める場合には当該特別の処理に要する費用を実費として徴収することとし、原則としてその概算額を前納させるものとする。

イ 前項の特別の処理に要する委託費等については、その見積額をもって概算額とし、納入通知書を発行する。納付確認後契約を行い、当該処理完了後委託契約額をもって確定額とし精算する。

ウ 歳入科目は、次のとおりとする。

(款) 諸収入 (項) 雑入

(目) 雑入 (節) 雑入

7 窓口等における保有特定個人情報の開示の実施事務

(1) 日時及び場所

請求に係る保有特定個人情報の開示は、あらかじめ開示決定の通知書により指定した日時及び場所で実施するものとする。

開示に当たっては、特定個人情報の漏えい等を防止するため、開示する場所に囲いをするなどの配慮をするものとする。

(2) 主務課職員の立会い

都民情報ルーム等の主務課以外の場所において開示を実施するときは、原則として主務課の職員が立ち会うものとする(支庁情報コーナーを除く。)

(3) 開示決定の通知書の提示

開示を実施する際には、開示請求者に対して、開示決定の通知書を提示するよう求めるものとする。

また、開示請求の際の本人確認(個人番号の確認は除く。)と同様の方法により、開示請求者が請求に係る保有特定個人情報の本人又は本人の法定代理人若しくは任意代理人であることの確認を行う。

(4) 開示決定内容の確認

開示決定の通知書に記入された保有特定個人情報と開示を受けようとする保有特定個

人情報とが一致すること、開示の方法並びに写しの交付を行う場合はその数量及び写しの作成箇所等を、開示請求者に対し確認するものとする。

(5) 保有特定個人情報の開示（写しの交付）申込書の提出

対象保有特定個人情報を確認した後に、写しの交付が必要な開示請求者に対して、所要事項を記入した保有特定個人情報の開示（写しの交付）申込書（規則別記第9号様式）の提出を求めるものとする。

(6) 開示手数料の納入

保有特定個人情報の開示（写しの交付）申込書の提出があった場合には、開示手数料の金額を告知し、現金による納入を求めた後、領収書を交付するものとする。

(7) 写しの交付

写しの交付は、開示請求者が開示手数料を納入した後に行う。

(8) 指定日時以外の開示の実施

開示請求者が開示決定の通知書により指定した日時に来庁しなかった場合は、開示請求者と調整の上改めて日時を指定し、その旨を書面により通知する。

(9) 開示に当たっての注意事項

閲覧又は視聴を実施するに当たって、開示請求者が、保有特定個人情報が記録された公文書を汚損し、若しくは破損し、又はその内容を損傷するおそれがあると認めるときは、当該保有特定個人情報が記録された公文書の閲覧又は視聴の中止を命ずることができる。

(10) 保有特定個人情報の開示（写しの交付）申込書の保存

保有特定個人情報の開示（写しの交付）申込書は、保有特定個人情報の開示をした主務課において保存する。

## 8 郵便等による写しの交付事務

病気、身体障害その他のやむを得ない理由により窓口等で写しの交付を受けることができないと認められる開示請求者から請求時に申出があったときは、写しの交付を郵便等で行うことができる。この場合、送付先の確認を十分行うとともに、書留等の適切な送付手段により送付すること。具体的手続は、原則として以下のいずれかの方法によるものとする。

(1) 郵便等による写しの交付の手続

ア 現金書留で納付を行う場合

開示請求者に開示手数料の額及び郵便等による送付に要する費用が記入された保有特定個人情報の開示（写しの交付）申込書を送付し、開示請求者から当該開示手数料及び郵便等による送付に要する費用の納付並びに保有特定個人情報の開示（写しの交付）申込書の送付を受けた後、領収書及び当該写しを送付するものとする。

イ 郵便為替で納付を行う場合

開示請求者に開示手数料の額及び郵便等による送付に要する費用が記入された保有特定個人情報の開示（写しの交付）申込書を送付し、開示請求者から当該開示手数料及び郵便等による送付に要する費用の納付並びに保有特定個人情報の開示（写しの交付）申込書の送付を受けた後、領収書及び当該写しを送付する。この場合、主務課は

金銭出納員の氏名をあらかじめ開示請求者に示し、その氏名が受領人欄に記入された為替を開示請求者から受け取るものとする。

ウ 納入通知書で納付を行う場合

開示請求者に開示手数料の額及び郵便等による送付に要する費用が記入された保有特定個人情報の開示（写しの交付）申込書を送付し、開示請求者から保有特定個人情報の開示（写しの交付）申込書の送付を受ける。その後、開示請求者に納入通知書を送付し、当該開示手数料及び郵便等による送付に要する費用の納付を受けた後、当該写しを送付する。

(2) 返送の催告等

郵便等による写しの交付を希望し、相当の期間内に開示手数料及び郵便等による送付に要する費用の納付並びに保有特定個人情報の開示（写しの交付）申込書の送付がない場合は、相当の期間を定め、開示請求者に送付の催告を行う（開示請求者がこの催告に応じない場合は、書面により開示の日時及び場所を指定して再度催告を行う。再度の催告にも応じない場合は、後記9（5）により処理する。）。

## 第30条 保有特定個人情報の開示義務

第30条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有特定個人情報に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有特定個人情報を開示しなければならない。

---

---

### 趣旨

---

---

本条は、実施機関は、自己を本人とする保有特定個人情報の開示請求があったときは、開示請求に係る保有特定個人情報に本条各号のいずれかに該当する情報が含まれている場合を除き、当該保有特定個人情報を本人に開示しなければならないことを定めたものである。

---

---

### 運用

---

---

開示請求に係る保有特定個人情報が、本条各号のいずれかの情報を含む場合は開示しないものであるが、開示請求権を保障するという原則の中における例外的措置を認めるものであることから、開示しないことの正当性については、類型化された適用除外事項ということで画一的な判断を下すことなく、あくまでも個別かつ慎重な判断を行うものとする。



## 第30条第1号 法令秘情報

- 一 法令等の定めるところ又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令により従う義務を有する国の行政機関（内閣府設置法（平成11年法律第89号）第4条第3項に規定する事務をつかさどる機関である内閣府、宮内庁、同法第49条第1項若しくは第2項に規定する機関、国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関、法律の規定に基づき内閣の所轄の下に置かれる機関又はこれらに置かれる機関をいう。）の指示等により、開示することができないと認められる情報

### 趣旨

- 1 本号は、法令及び条例の定めるところ又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令により従う義務を有する国の行政機関の指示等により、本人に開示することができないと認められる保有特定個人情報とは、非開示とすることを定めたものである。
- 2 「法令」とは、法律及び政令、府令、省令、その他国の機関が定めた命令をいう。「法令等」の「等」は、条例を指す。
- 3 「実施機関が法律若しくはこれに基づく政令により従う義務を有する国の行政機関の指示等」とは、国の行政機関からの指示等であって、法律又はこれに基づく政令に根拠を有し、実施機関を法的に拘束するものをいう。
- 4 「国の行政機関」については、次のようなものがある。
  - ア 内閣府設置法第4条第3項に規定する事務をつかさどる機関である内閣府、宮内庁、同法第49条第1項及び第2項に規定する機関  
内閣の所掌事務をつかさどる機関として置かれる内閣府、宮内庁並びにその外局として置かれる委員会及び庁
  - イ 国家行政組織法第3条第2項に規定する機関  
内閣の統括の下に行政事務をつかさどる機関として置かれる省並びにその外局として置かれる委員会及び庁
  - ウ 法律の規定に基づき内閣の所轄の下に置かれる機関  
国家公務員法（昭和22年法律第120号）第3条に規定する人事院
  - エ これらに置かれる機関  
府、省、委員会、庁又は人事院にこれらの所掌事務を遂行するため又は分掌するために置かれる機関若しくは部局等
- 5 「開示することができないと認められる」とは、法令等の規定が本人に開示することを明らかに禁止している場合はもとより、法令等の趣旨及び目的から当然に本人に開示することができないと認められる場合等をいう。ただし、「開示することができない」等の規定に、「本人」を含むか否かが明文化されていない場合には、法令等の趣旨、目的によって判断することが必要である。第三者に対して、特定個人情報を保護する意味での開示禁止規定である場合は、本号には該当しないものである。

II

第30条

第30条第1号

## 第30条第2号 開示請求者以外の個人に関する情報

二 開示請求者以外の個人に関する情報（第9号から第11号までにに関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

---

---

### 趣旨

---

---

1 本号は、開示請求者を本人とする保有特定個人情報の開示に関して、第三者の権利利益との競合が起こるような場合について規定したものである。

開示請求に係る保有特定個人情報の中に、本人以外の第三者（個人）の情報が含まれている場合があるが、第三者に関する情報を本人に開示することによって当該第三者の権利利益を害するおそれがあることから、第三者に関する情報は非開示とすることを定めたものである。

2 「個人に関する情報」は、「個人情報」とは異なり、生存する個人に関する情報のほか、死亡した個人に関する情報も含まれる。

3 個人に関する情報であっても、特定個人情報及び個人番号のうち死亡した者に係るものについては、本条第9号ないし第11号で判断することとし、本号の個人情報の範囲から除外した。

4 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」とは、本条第3号本文に規定する事業を営む個人の当該事業に関する情報と同義であるため、同号で判断することとし、本号の個人に関する情報の範囲から除外した。ただし、事業を営む個人に関する情報であっても、その事業とは直接関係がない個人情報は、本号により、開示又は非開示の判断を行う。

5 「特定の個人を識別することができる」とは、氏名、住所、生年月日その他の記述等によ

り特定の個人であると明らかに識別することができ、又は識別される可能性がある場合をいう。

6 「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」とは、その情報自体からは特定の個人を識別することはできないが、当該情報と他の情報とを照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報をいう。

7 「特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、カルテ、反省文及び未公表の著作物などのように、個人の人格と密接に関連する又は開示によって財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものなど、特定の個人を識別できない場合であっても、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものをいう。

8 ただし書のイは、法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができる情報又は知ることが予定されている情報について、非開示とする情報から除外することを定めたものである。

ア 「法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができる情報」とは、法令等の規定や慣行により、開示請求者が容易に入手することができる状態におかれている情報をいう。

イ 「法令等の規定」には、何人に対しても等しく当該情報を開示すること又は公にすることを定める規定のほか、特定の範囲の者に限り当該情報を開示することを定める規定が含まれる。

ウ 「慣行」とは、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として知ることができ、又は知ることが予定されていることで足りる。

当該保有特定個人情報に含まれる開示請求者以外の個人に関する情報と同種の情報について、本人が知ることができた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り「慣行として」には当たらない。

また、情報公開条例第7条第2号ただし書イの「慣行として公にされている情報」は、慣行として開示請求者が知ることができる情報に含まれる。

「慣行として開示請求者が知ることができる情報」に該当するものとしては、請求者の家族構成に関する情報（配偶者や子の名前、年齢等）等が考えられる。

エ 「知ることが予定されている情報」とは、開示請求時点においては知らされていないが、将来的に知らされることが予定されている情報をいう。

「予定」とは、将来知らされることが具体的に決定されていることは要しないが、当該情報の性質、利用目的等に照らして通例知らされるべきものと考えられることをいう。

9 ただし書のロは、開示請求者以外の個人に関する情報について、非開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、開示請求者を含む人の生命、健康、生活又は財産を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を非開示とする情報から除外することを定めたものである。現実には、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性の高い場合も含まれる。

この比較衡量に当たっては、個人の権利利益にも様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活、財産の保護にも、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討が必要である。

10 ただし書のハは、公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、公務員等の職及び職務遂行の内容に係る部分について、非開示とする情報から除外することを定めたものである。

ア 「公務員等の職務の遂行に係る情報」とは、公務員が行政機関若しくはその補助機関として、又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人の役員及び職員が独立行政法人等として、その担任する職務を遂行する場合におけるその情報をいう。

イ 公務員等の勤務態度、勤務成績、処分歴等職員としての身分取扱いに係る情報などは、「職務の遂行に係る情報」には当たらない。

ウ 公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、ただし書のイの「法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」の規定により開示又は非開示の判断を行う。

エ 職務遂行に係る情報であっても、それが他の非開示情報に該当する場合には、その職及び職務遂行の内容に係る部分を含めて全体が非開示とされることとなる。



## 第30条第3号 事業活動情報

三 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

### 趣旨

- 1 本号は、本人に開示することにより、法人等又は開示請求者以外の事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められる情報を非開示とすることを定めたものである。
- 2 本号本文は、法人等又は事業を営む個人が有する正当な権利利益は、たとえ開示請求者を本人とする保有特定個人情報であると認められる範囲のものであっても、開示することにより害されるべきではないという趣旨である。
- 3 「事業を営む個人」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の2第8項から第10項までに掲げる事業を営む個人のほか、農業、林業等を営む個人をいう。  
「当該事業に関する情報」とは、営利を目的とすると否とを問わず、事業活動に関する一切の情報をいう。
- 4 本号のただし書は、第2号ただし書口と同様に、当該情報を非開示とすることによって保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益と、これを開示することにより保護される人の生命、健康等の利益とを比較衡量し、後者の利益を保護することの必要性が上回る場合には、当該情報を開示しなければならないとするものである。  
現実に人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。  
なお、法人等又は事業を営む個人の事業活動と人の生命、健康等に対する危害等との明確な因果関係が確認されなくても、現実に人の生命、健康等に対する被害等の発生が予想される場合もあり得る。
- 5 「競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの」とは、次のような情報をいう。
  - ア 法人等又は事業を営む個人の保有する生産技術上又は販売上の情報であって、開示することにより、当該法人等又は事業を営む個人の事業活動が損なわれると認められるもの
  - イ 経営方針又は経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、開示することにより、法人等又は事業を営む個人の事業運営が損なわれると認められるもの
  - ウ その他開示することにより、法人等又は事業を営む個人の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれると認められる情報
  - エ 「地位が損なわれると認められる」とは、開示することにより、法人等の事業活動に何らかの不利益が生じるおそれがあるというだけでは足りず、法人等の競争上等の地位が具

II

第30条第2号

第30条第3号

体的に侵害されると認められる場合を意味するものである。

開示することにより、当該法人等の競争上等の地位が具体的に侵害されると認められるかどうかは、当該情報の内容、性質を始めとして、当該法人等の事業内容、当該法人等と行政との関係、その活動に対する憲法上の権利の保護の必要性等を考慮して総合的に判断するものである。

## 第30条第4号 犯罪の予防・捜査等情報

四 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

### 趣旨

- 1 本号は、本人に開示することにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報を非開示とすることを定めたものである。
- 2 本号でいう「公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を主なものとする。
- 3 本号は、本人に開示することにより、犯罪の予防及び捜査活動等に支障を及ぼすおそれがある情報や、人の生命、身体、財産等への不法な侵害を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報を非開示とするものである。
- 4 本号に該当する情報とは、例えば次のような情報をいう。
  - ア 本人に開示することにより、犯罪の予防及び捜査等の手法、技術、体制等が明らかにされ、その結果これらの活動が阻害され、若しくは適正に行われなくなり、又はその可能性がある情報
  - イ 本人に開示することにより、犯罪の被疑者、被害者、参考人、通報者等が特定され、その結果これらの人々の生命若しくは身体に危害が加えられ、又はその地位若しくは正常な生活が脅かされることになるおそれがある情報
  - ウ 本人に開示することにより、特定の個人の行動予定、家屋の構造等が明らかにされ、その結果これらの人々が犯罪の被害者となるおそれがある情報
- 5 「おそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」  
開示することにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのある情報については、その性質上、開示・非開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められる。このため、司法審査の場においては、裁判所は、本号に規定する情報に該当するかどうかについての実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つものとして許容される限度内にあるか（「相当の理由」があるか）否かを審理・判断することが適当と考えられるため、このような規定としている。

II

第30条第3号

第30条第4号

## 第30条第5号 審議、検討又は協議に関する情報

五 都の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

---

---

### 趣 旨

---

---

- 1 本号は、都の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報の非開示情報としての要件を定めるものである。
- 2 本号は、行政（独立行政法人等を含む。以下同じ。）における内部的な審議、検討又は協議が円滑に行われ、適正な意思決定が損なわれないようにする観点から定めたものである。行政における意思決定は、審議、検討又は協議を積み重ねた上でなされており、その間の行政における内部情報の中には、本人に開示することにより、外部からの干渉、圧力等により行政の内部の自由かつ率直な意見の交換が妨げられ意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるもの、未成熟な情報が確定した情報と誤解され都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの、又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものがあり、これらの情報については、非開示とすることとしたものである。
- 3 「都の機関」には、都議会も含まれる。
- 4 「都の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間」とは、以下をいう。
  - ア 都の機関の内部
  - イ 国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の内部
  - ウ 都の機関の相互間（知事部局と行政委員会の相互間等）
  - エ 都の機関と国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の相互間
  - オ 国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の相互間
- 5 「不当に」とは、審議、検討又は協議に関する情報の性質に照らし、検討段階の情報を本人に開示することによる利益と支障とを比較衡量し、開示することの公益性を考慮してもなお、その支障が看過し得ない程度のものである場合をいう。



- 六 都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- イ 試験、選考、診断、指導、相談等に係る事務に関し、評価、判断等その事務の過程若しくは基準が明らかとなるおそれ又は公正な判断が行えなくなるおそれ
  - ロ 監査、検査、取締り又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- ハ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- 二 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- ホ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- ヘ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上又は事業運営上の正当な利益を害するおそれ
- ト 大学の管理又は運営に係る事務に関し、大学の教育又は研究の自由が損なわれるおそれ

## 趣旨

- 1 本号は、本人に開示することにより、都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を非開示とすることを定めたものである。
- 2 本号のイからトまでは、都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の行う事務又は事業の内容及び性質に着目した上でグループ分けし、グループごとに、開示することにより生ずる典型的な支障を示したものである。
- 3 事務又は事業に関する情報であって、開示することによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれは、イからトまでに限定されるものではない。本号の例示以外の事務又は事業についても、本人に開示することにより、「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」がある限り非開示とされる。
- 4 「当該事務又は事業の性質上」とは、当該事務又は事業の性質に照らして保護する必要がある場合のみ非開示とすることができることとする趣旨である。  
また、「当該事務又は事業」には、同種の事務又は事業が反復される場合の将来の事務又は事業も含まれる。
- 5 「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、本人に開示することにより、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるものをいう。この場合、「支障を及ぼすおそれ」は、単なる抽象的な可能性では足りず、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を生じることについて、

法的保護に値する蓋然性が認められなければならない。

6 イの「試験」とは、人の知識、能力等又は物の性能等を試すことをいう。

7 ホ「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」

実施機関が行う人事管理（職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分や能力等の管理に関する事）に係る事務は、当該機関の組織としての維持の観点から行われ、一定の範囲で当該機関の自律性を有するものである。

人事管理に係る事務に関する情報の中には、例えば、勤務評定や人事異動、昇格等の人事構想等を開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、このような情報を非開示とするものである。

## 第30条第7号 任意提供情報

七 第三者が、実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供した情報であって、第三者における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるものその他当該情報が開示されないことに対する当該第三者の信頼が保護に値するものであり、これを開示することにより、その信頼を不当に損なうことになると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められるものを除く。

### 趣旨

- 1 本号は、第三者が、実施機関の要請を受けて、本人に開示しないとの条件で任意に提供した情報その他本人に開示されることがないと第三者が信頼して提供した情報（任意提供情報）を非開示とする場合の要件を定めたものである。
- 2 非開示を前提とした情報の任意提供は、一般的に他に知らされないという認識及び信頼の下に行われている。本号は、このような情報を開示した場合、当該第三者との信頼関係が損なわれるおそれがあることから定めたものである。
- 3 「実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供した情報」とは、実施機関が第三者に情報の提供を要請し、第三者が本人に開示しないとの条件でこれに応じて任意に提供した情報をいう。
- 4 「第三者における通例として開示しないこととされているもの」とは、当該第三者が属する業界、業種等の通常の慣行に照らして、本人に開示しないことに合理的な理由があるものをいう。
- 5 「当時の状況等に照らして」とは、当該情報の提供当時の諸般の事情に照らして判断することを基本とするが、必要に応じ、取得後の事情の変更も考慮することとする趣旨である。
- 6 「その他当該情報が開示されないことに対する当該第三者の信頼が保護に値するもの」とは、開示しないとの条件が明示的になされていない場合であっても、本人に開示されないと第三者が信頼して情報を提供する場合などがあり、そのような第三者の信頼が法的保護に値するものをいう。
- 7 任意提供情報であっても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められるものは、本号ただし書により開示することとなる。

II

第30条第6号

第30条第7号

## 第30条第8号 法定代理人との利益相反情報

ハ 法定代理人による開示請求がなされた場合における次に掲げる情報

イ 開示することが当該未成年者又は成年被後見人の利益に反すると認められる情報

ロ 法定代理人が2人以上いる場合で、法定代理人の1人による開示請求がなされた場合において、開示することが他の法定代理人の利益に反すると認められる情報

---

---

### 趣 旨

---

---

- 1 本号は、未成年者又は成年被後見人の権利利益を保護するため、未成年者又は成年被後見人の法定代理人による開示請求がなされた場合において、未成年者又は成年被後見人本人と法定代理人との利益が相反する場合、又は当該法定代理人に開示することが他の法定代理人の利益に反する場合に非開示とすることを定めたものである。
- 2 未成年者又は成年被後見人本人と法定代理人との利益が相反する場合とは、例えば、以下のような情報を含む保有特定個人情報についての開示請求で、利益が相反しないと認められる特段の事由がないときである。
  - ア 法定代理人による虐待を受けた子供の心情等についての記録
  - イ 法定代理人が未成年者に対する権利侵害について刑事上の責任を問われている場合などにおける、当該権利侵害に係る子供の個人情報
  - ウ 満15歳以上の未成年者が開示について同意していない当該未成年者に係る個人情報
- 3 当該法定代理人に開示することが他の法定代理人の利益に反する場合とは、例えば、一方の親権者が他方の親権者には内密に、相談機関に対して子供に関する相談を行っている場合において、当該相談事実に関する他方の親権者からの探索的な開示請求など、開示することにより法定代理人の間に紛争が生じるような事態が想定されるときである。

---

---

### 運 用

---

---

満15歳以上の未成年者の法定代理人による開示請求がなされた場合にあっては、次のような取扱いを行う。

- (1) 本条第8号イの規定に該当するかどうかの判断に当たり、原則として当該未成年者に対し、確認書（特定保護規則別記第10号様式）の提出を求めるものとする。
- (2) 当該未成年者の同意がない場合は、原則として本人の利益に反するものとして非開示とする。ただし、当該未成年者の同意がない場合で、かつ、当該未成年者の情報を法定代理人に開示することによって、本人の生命、身体又は財産その他の権利利益に重大な支障が生じるおそれがあると実施機関が判断することに相当な理由がある場合は、未成年者と法定代理人との利益が相反することが明確な場合として、原則として開示請求を却下する。
- (3) 次の場合は、それぞれの定めるところによる。
  - ア 未成年者の情報を法定代理人に開示することによって、本人の生命、身体又は財産その他の権利利益に重大な支障が生じるおそれがあると実施機関が判断することに相当な理由がある場合は、本人が開示に同意している場合であっても、非開示とする。



イ 未成年者の同意が真意によるものであるかどうか疑わしい場合は、真意によるものであるか否かの確認に努めるものとし、その後、なお確認が得られない場合は、本人の同意があるものとして開示又は非開示の判断を行う。

ウ 未成年者が所在不明等によりその意思を確認することが難しい場合は、本人の同意がないものとして非開示とする。

エ 確認書が返送期限までに返送されない場合には、再度返送するよう求めるものとし、なお返送されない場合には、本人の同意がないものとして非開示とする。

---

---

## 関係条例・規則・要綱

---

---

### 【知事が保有する特定個人情報の保護等に関する規則】

(未成年者又は本人の確認書の提出)

第7条 知事は、未成年者の法定代理人による開示請求がなされた場合であって、当該未成年者が満15歳に達しているときは、開示することが条例第30条第8号に規定する事項に該当するかどうかを判断するために、当該未成年者に開示についての確認書（別記第10号様式）の提出を求めることができる。

2 知事は、任意代理人による開示請求がなされた場合は、当該開示請求の対象となる保有特定個人情報の内容が、本人による代理権の授権の範囲と合致するかどうかを判断するために、当該本人に対し、開示についての確認書（別記第11号様式）の提出を求めなければならない。

## 第30条第9号 他人の保有特定個人情報

### 九 他人の保有特定個人情報

---

---

#### 趣旨

---

---

- 1 本号は、番号法及び条例において、法令に定める場合以外の特定個人情報の収集、保管及び提供を禁止していることに鑑み、本条第2号の適用だけでは特定個人情報の適切な保護が図れないことから、他人の保有特定個人情報については例外なく非開示とすることを定めたものである。
- 2 「他人」とは、開示請求者と同一の世帯に属する者以外の者をいう。
- 3 「保有特定個人情報」は、その内容に個人番号を含んでいることから、法令の趣旨に基づき特定個人情報として一体的に保護し取り扱う必要があり、個人番号のみを区分して当該部分を非開示とするような一部開示の取扱いは行わない。
- 4 特定個人情報も個人情報であり、個人情報は生存する個人に関する情報に限定されていることから、死者の情報は、本号で非開示とする保有特定個人情報には当たらない。

## 第30条第10号 同一世帯に属する者の特定個人情報

十 開示請求者と同一の世帯に属する者の保有特定個人情報であって、開示請求者の開示することによって、当該同一世帯に属する者の利益に反するおそれがあるもの

---

---

### 趣旨

---

---

本号は、自己と同一の世帯に属する者の特定個人情報について、番号法で提供の求めが禁止されていないことから、開示請求者と同一の世帯に属する者の保有特定個人情報については、開示請求者の開示することにより当該同一世帯に属する者の利益に反するおそれがある場合に限って、非開示とすることを定めたものである。

Ⅱ

第30条第9号

第30条第10号

## 第30条第11号 死者の個人番号

十一 個人番号のうち死亡した者に係るもの

---

---

### 趣旨

---

---

本号は、本条第9号の特定個人情報には死者の情報は含まれないが、番号法及び条例において個人番号の取扱いについて厳格な制限を設けている趣旨に鑑み、死者の個人番号について、これを非開示とすることを定めたものである。



## 第31条 一部開示

第31条 実施機関は、開示請求に係る保有特定個人情報に非開示情報が含まれている場合において、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有特定個人情報に前条第2号の非開示情報が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

### 趣旨

- 1 本条は、開示請求に係る自己を本人とする保有特定個人情報の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができるときは、当該保有特定個人情報の全体を非開示とするのではなく、非開示情報に係る部分を削除し、当該非開示情報に係る部分以外の部分について開示をすることを定めたものである。
- 2 「非開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができ」とは、開示請求に係る保有特定個人情報から非開示情報に係る部分とそれ以外の部分とを区分し、かつ、非開示情報に係る部分を物理的に除くことが、当該保有特定個人情報における非開示情報に係る部分を記録した状態や一部開示のための複製物を作成するために必要な時間、経費等から判断して、容易である場合をいう。
- 3 「非開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができ」る場合であっても、開示請求に係る保有特定個人情報から非開示情報に係る部分を区分して除くと、開示される部分に記録されている情報が開示請求者の既知情報だけとなる場合や無意味な文字、数字等の羅列となる場合など、開示請求の趣旨が損なわれると認められる場合には、本条は適用しないものとする。
- 4 第2項は、開示請求に係る自己を本人とする保有特定個人情報に条例第30条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別できる情報に限る。）が含まれている場合に、当該情報のうち、直接特定の個人が識別できる情報の部分（氏名、住所等）を除くことによる部分開示について定めたものである。
- 5 「開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」とは、氏名、住所等の直接特定の個人を識別できる部分を除くことにより、開示しても開示請求者以外の個人の正当な権利利益が害されるおそれがないと認められる場合をいう。

特定の個人を識別できる要素を除去し、誰の情報であるかが分からなくなっても、開示することが不相当であると認められる場合もある。例えば、カルテ、反省文など個人の人格と密接に関わる情報や未公表の著作物等、開示すると個人の正当な権利利益を害するおそれのあるものも想定される。

このため、特定の個人を識別できる部分を除いたその他の部分について、開示しても当該個人の権利利益を害するおそれのないものに限り、部分開示の規定を適用するものである。

6 「同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。」とは、特定の個人を識別できる部分を除いたその他の部分について、開示しても当該個人の権利利益が害されるおそれがないと認められる場合は、特定の個人を識別できる部分を除いたその他の部分は、第30条第2号の個人情報には含まれないものとみなして開示しなければならないとする趣旨である。

なお、第1項の規定を適用するに当たっては、容易に区分して除くことができるかどうか要件となるので、特定の個人を識別できる部分とそれ以外の部分とを容易に区分して除くことができない場合は、当該個人に関する情報は全体として非開示となる。

## 第32条 裁量的開示

第32条 実施機関は、開示請求に係る保有特定個人情報に非開示情報（第30条第1号、第9号、第10号及び第11号に該当する情報を除く。）が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有特定個人情報を開示することができる。

---

---

### 趣旨

---

---

- 1 本条は、開示請求に係る自己を本人とする保有特定個人情報に、第30条各号（第1号、第9号、第10号及び第11号を除く。）に該当する非開示情報が含まれている場合であっても、個別具体的事情により、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、実施機関の高度の行政的な判断により、開示することができることを定めたものである。
- 2 第30条第1号、第9号及び第11号に該当する情報については、法令等によって開示が禁止されている又は禁止されていると解される情報であり、第10号に該当する情報については、個人の権利利益を保護するために非開示とすべき情報であるから、本条例による開示の余地がないものであり、裁量的開示の対象から除外する。

Ⅱ

第31条

第32条

## 第33条 保有特定個人情報の存否に関する情報

第33条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有特定個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有特定個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

---

---

### 趣旨

---

---

- 1 開示請求に対しては、当該開示請求に係る保有特定個人情報の存否を明らかにした上で開示決定等をすべきであるが、本条は、その例外として、存否応答拒否ができる場合について定めたものである。
- 2 「当該開示請求に係る保有特定個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるとき」とは、例えば、探索的な請求の場合など、開示請求に対し、当該保有特定個人情報は存在するが非開示とするという回答又は当該保有特定個人情報は存在しないという回答をすることによって、非開示情報の保護利益が害されることとなる場合をいう。

---

---

### 運用

---

---

- 1 本条により存否応答拒否をするときは、第28条第1項の開示をしない旨の決定を行うこととなり、必要にして十分な拒否理由の提示をする必要がある。
- 2 存否応答拒否をする必要がある保有特定個人情報については、当該保有特定個人情報が実際には存在しない場合であっても、不存在決定をするのではなく存否応答拒否をするものである。
- 3 本条は、開示請求に対する応答の例外規定であるから、本条の規定により存否応答拒否をする場合は、その妥当性を適切に判断する必要がある。そこで、存否応答拒否の適用に当たっては、生活文化局広報広聴部情報公開課に対し、事前に照会するとともに、本条を適用した場合は、東京都情報公開・個人情報保護審議会へ事後報告をすることとする。

---

---

### 関係条例・規則・要綱

---

---

#### 【東京都保有特定個人情報開示・訂正・利用停止事務取扱要綱】

#### 第3 自己の保有特定個人情報の開示事務

##### 5 開示決定等の事務

##### (6) 協議

- ア 開示請求に係る保有特定個人情報の全部若しくは一部を開示しない旨の決定をし（開示請求に係る保有特定個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る保有特定個人情報を保有していないときを含む。）、又は開示請求を却下するに当たっては、局の個人情報保護制度主管課長及び生活文化局広報広



聴部情報公開課長（以下「情報公開課長」という。）並びに関係部課長に協議するものとする。

ウ 開示請求に係る保有特定個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定を行った場合は、東京都情報公開・個人情報保護審議会にその旨を報告するものとする。

（９）開示決定等の通知書の記入要領

キ 存否応答拒否をする場合の留意事項

開示請求に係る保有特定個人情報が存在しない場合には不存在を理由として非開示決定をし、存在する場合には存否応答拒否をしたのでは、存否応答拒否をする場合は当該保有特定個人情報が存在することを開示請求者に推測されることとなる。したがって、存否応答拒否をする場合は、開示請求の内容に十分注意し、実際の保有特定個人情報の有無を問わず存否応答拒否をする必要があることに留意する。

【東京都特定個人情報等取扱事務要綱】

第４ 報告事項

（存否応答拒否事案の報告）

４ 条例第33条に基づき開示請求に対する存否応答を拒否する必要がある場合は、情報公開課に対し事前に照会するとともに、本条を適用し、非開示決定を行った旨を東京都情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対し、「東京都情報公開・個人情報保護審議会への報告について」（別記第5号様式）により報告する。

## 第34条 開示請求に係る事案の移送

第34条 実施機関は、開示請求に係る保有特定個人情報（第19条に定める情報提供等記録に記録された保有特定個人情報を除く。）が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が開示決定をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

---

---

### 趣 旨

---

---

- 1 本条は、他の実施機関への開示請求事案の移送について、その要件及び手続を定めるものである。
- 2 開示請求に係る保有特定個人情報（第19条に定める情報提供等記録に記録された保有特定個人情報を除く。）が他の実施機関から提供されたものであるときなどは、当該実施機関の判断に委ねた方が迅速かつ適切な処理に資することがあると考えられるので、実施機関は、当該他の実施機関と協議の上、事案を移送することができることとした。
- 3 情報提供等の記録に記録されるのは、法定された情報提供者及び情報照会者間又は条例事務関係情報提供者及び条例事務関係情報照会者間で所定の事務のため所定の情報が授受された旨であり（条例第19条）、情報提供等の記録に関する非開示情報についても、あらかじめ典型的に確定しているものと考えられる。そのため、他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときが想定されず、また移送にかかる規定を適用すれば、情報提供等の記録に対する迅速な開示を期待している開示請求者の利益を著しく害するため、これを適用除外とするものである。
- 4 第1項の「他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるとき」とは、本項で例示された「開示請求に係る保有特定個人情報」が他の実施機関から提供されたものであるとき」のほか、開示請求に係る保有特定個人情報の重要な部分が他の実施機関の事務・事業に係るものである場合などであって、他の実施機関の判断に委ねた方が適当な場合である。
- 5 第2項の「移送前にした行為」には、第27条第3項の開示請求書の補正など本条例に基づき移送前にした行為を全て含む。

事案の移送によって、開示請求者に不利益とならないようにするため、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなされる。したがって、開示決定等の期限は、移送をした実施機関が開示請求があった日の翌日から起算することとな

る。

6 第3項は、開示の実施は、移送を受けた実施機関の責任において行われるが、その開示の実施が円滑に行われるよう、移送をした実施機関の協力義務を明記したものである。

例えば、以下のようなものが考えられる。

- (1) 移送前にした行為があれば、その記録を作成し、これを提供すること。
- (2) 移送した実施機関で開示請求書の写しを作成・保管するとともに、開示請求書を提供すること。
- (3) 事案を移送した旨の開示請求者に対する通知の写しの提供
- (4) 他の実施機関が請求に係る保有特定個人情報記録されている公文書を保有していない場合には、その開示請求に係る保有特定個人情報記録されている公文書の写しの提供又は原本の貸与
- (5) 原本を閲覧する方法による開示の実施のための保有特定個人情報記録されている公文書の貸与又は場所（当該保有特定個人情報を保有している組織の事務所等）の提供

---

---

## 運 用

---

---

- 1 開示請求事案の移送は、当該開示請求の趣旨等を個別に考慮し、慎重に行われるべきである。
- 2 開示決定等の期限については、当初の開示請求のあった時点から計算される。したがって、移送の協議は、開示請求を受けてから速やかに行われるべきである。
- 3 開示請求者との関係において、開示決定等を行うべき実施機関が何度も変わる（再移送）は、適当ではない。移送の協議の際には、移送を行うことが適当と考えられる実施機関が他にもあれば、これらの実施機関も交えて協議を行い、移送先を決定すべきである。

---

---

## 関係条例・規則・要綱

---

---

### 【知事が保有する特定個人情報の保護等に関する規則】

（事案移送通知書）

第11条 知事は、条例第34条第1項又は第39条第1項の規定により事案を移送した場合は、事案移送通知書（開示請求・訂正請求）（別記第16号様式）により開示請求者又は訂正請求者に通知するものとする。

### 【東京都保有特定個人情報開示・訂正・利用停止事務取扱要綱】

第3 自己の保有特定個人情報の開示事務

#### 10 事案の移送事務

条例第34条第1項に該当すると判断した場合（当該保有特定個人情報が他の実施機関により作成されたものである場合等）は、次の手順にしたがって処理するものとする。ただし、実施機関内部における主務課の変更手続ではないので、事務処理上誤りがないよう注意すること。

ア 移送先実施機関との協議を経て、事案の移送を決定し、当該決定後、移送先実施機関

に事案を移送する旨の通知文及び当該事案に係る開示請求書を送付する。

イ 情報公開課長に書面により事案を移送した旨を通知する。

ウ 開示請求者に対し、事案移送通知書（規則別記第16号様式）により事案を移送した旨を通知する。

エ 事案を移送した場合は、移送先実施機関との連絡を密にするとともに、開示請求に係る公文書の貸与その他の必要な協力を行うものとする。

オ 移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送先実施機関がしたものとみなされる。特に、開示決定等の期限は、開示請求者が、移送をした実施機関に開示請求をした日の翌日から進行することに留意する。

## 第35条 訂正を請求できる者

第35条 何人も、開示決定を受けた自己を本人とする保有特定個人情報に事実の誤りがあると認められるときは、実施機関に対し、その訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

2 第26条第2項の規定は、訂正請求について準用する。

---

---

### 趣旨

---

---

- 1 本条は、保有特定個人情報に事実の誤りがあった場合、そのことによって本人に思わぬ不利益が及ぶおそれや権利利益を侵害するおそれがあることから、このようなことを防止するため、当該本人が訂正をを求めることを権利として保障したものである。
- 2 第1項は、訂正請求ができる者及び訂正請求ができる事項について規定したものである。
- 3 「開示決定を受けた」とは、訂正請求をするに当たって、その対象となる保有特定個人情報が、この条例による開示決定（一部開示の決定を含む。）を受けていなければならない趣旨である。
- 4 「事実」とは、住所、氏名、性別、生年月日、年齢、家族構成、学歴、日時、金額、面積、数量等、客観的に正誤が判断できる事項をいう。
- 5 「訂正」には、単に記録内容の間違いの訂正だけでなく、記録が不備である場合の追加及び記録が余分である場合の削除等を含むものである。
- 6 第2項は、本人請求の例外として、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は任意代理人のみが、被代理人の保有特定個人情報の訂正を請求できる旨を明らかにしたものであり、条例第26条第2項の規定を準用するものである。

II

第34条

第35条



## 第36条 訂正請求方法

第36条 前条の規定に基づき訂正請求をしようとする者は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した訂正請求書を提出しなければならない。

- 一 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所又は居所
- 二 訂正請求をしようとする保有特定個人情報を特定するために必要な事項
- 三 訂正を求める内容
- 四 前三号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 訂正請求をしようとする者は、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提出し、又は提示しなければならない。

3 第27条第2項及び第3項の規定は、訂正請求について準用する。

---

---

### 趣 旨

---

---

- 1 本条は、保有特定個人情報の訂正についての具体的な請求方法を定めたものである。
- 2 第1項は、訂正請求に際しては、保有特定個人情報訂正請求書（特定保護規則別記第12号様式）に必要事項を記載して提出する必要があることを明らかにしたものである。  
本項各号に掲げる事項は、保有特定個人情報訂正請求書に記載すべき事項であり、訂正請求をする上で必要な記載事項である。
- 3 第2項は、訂正請求に際しては、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等が必要であることを明らかにしたものである。  
「書類等」の「等」は、物品などを指す。
- 4 第3項は、訂正請求をしようとする者は、自己が当該訂正請求に係る保有特定個人情報の本人又はその代理人であることを証明する書類を提出し、又は提示する必要があること及び訂正請求書に形式上の不備がある場合の補正手続について定めたものであり、条例第27条第2項及び第3項の規定を準用するものである。

---

---

### 運 用

---

---

- 1 郵便等による訂正請求は、請求者本人の確認が十分行えないことから、特に必要があると認める場合を除いて認めないものである。
- 2 本条は、訂正請求権の行使によらなければ、記録の訂正に応じることができないという趣旨ではない。

---

---

### 関係条例・規則・要綱

---

---

#### 【知事が保有する特定個人情報の保護等に関する規則】

（訂正請求書の提出）

第8条 条例第36条第1項の規定に基づき訂正請求をしようとする者は、保有特定個人情報

訂正請求書（別記第12号様式）を知事に提出しなければならない。

（訂正請求者の確認等）

第9条 条例第36条第3項において準用する条例第27条第2項に規定する書類については、第3条第2項及び第3項の規定を準用する。

2 知事は、訂正請求に係る保有特定個人情報が開示の決定を受けたものであることを確認する必要があると認めるときは、訂正請求をしようとする者に対し、保有特定個人情報開示決定通知書又は保有特定個人情報一部開示決定通知書の提示を求めることができる。

## 【東京都保有特定個人情報開示・訂正・利用停止事務取扱要綱】

### 第4 自己の保有特定個人情報の訂正事務

#### 1 案内

##### （1）請求の内容の特定

訂正請求を行いたい旨の照会があった場合は、どのような自己の保有特定個人情報を訂正したいのかを確認し、訂正請求の手續を説明する。その際、当該内容が、訂正請求として対応すべきものであるかを判断し、適切な対応に努めるものとする。

また、訂正請求をするためには、当該保有特定個人情報について、条例による開示決定（一部開示の決定を含む。）を受けていることが必要であるので、その旨を説明する。

##### （2）条例第46条関係の確認

条例第46条に規定する場合には、この条例は適用しないので、これに該当する保有特定個人情報については、そもそも開示請求の対象とならない。したがって、訂正請求をすることもできないものであり、この場合は、その旨を説明する等適切に対応するものとする。

#### 2 窓口等における訂正請求書の受付

条例第35条の規定に基づく訂正請求を受け付ける場合は、以下に留意する。

##### （1）形式要件の確認

訂正請求者が保有特定個人情報の本人又は本人の法定代理人若しくは任意代理人であること、当該保有特定個人情報について当該訂正請求者が条例による開示決定を受けていること、訂正を求める内容が事実と合致することの証明を有すること及び提出された訂正請求書について必要事項が記載されていることを確認する。なお、本人の個人番号の確認は不要であることに留意する。

##### （2）保有特定個人情報の本人又は本人の法定代理人若しくは任意代理人であることの確認

保有特定個人情報の本人又は本人の法定代理人若しくは任意代理人であることの確認は、訂正請求においても、開示請求を受け付けるときと同様の方法で行うものである。ただし、任意代理人による請求の場合の本人の委任状については、開示請求の際の委任状に準じた任意の様式で差し支えないものとする。

訂正請求者が上記書類を提出又は提示せず、請求に係る保有特定個人情報の本人又は本人の法定代理人若しくは任意代理人であることが確認できない場合は、補正として、相当の期間を定めて訂正請求者に上記書類の提出又は提示を求めるものとする。訂正請求者が当該期間内に補正に応じないとき又は訂正請求者に連絡がつかないときは、請求

を却下する。

(3) 既に開示の決定を受けていることの確認

訂正請求のできる自己の保有特定個人情報、既にこの条例による開示決定を受けていることが必要であるので、訂正請求者が持参する開示決定の通知書及び主務課に残っている開示決定原議等によって、既に開示決定を受けているか否かを確認する。訂正請求者が、当該保有特定個人情報について条例による開示請求をしていない場合は、当該保有特定個人情報について開示請求をし、開示決定を受けてから訂正請求するよう求める。

当該保有特定個人情報が条例により非開示決定を受けた場合その他の理由により開示決定を受けていない場合は、請求を却下する。

(4) 保有特定個人情報の特定

請求に係る保有特定個人情報については、主務課と十分連絡を取り合って、当該保有特定個人情報の存在の有無の確認、内容等についての特定を行うこと。

(5) 訂正を求める内容が事実に合致することの証明を有することの確認

訂正請求を行うには、訂正を求める内容が事実に合致することを証明する書類等の提出又は提示が必要であるので、その旨訂正請求者に伝え、提出又は提示を求めるものとする。提示を求めた場合は、当該書類等の写しを取ること。

訂正請求者が上記書類を提出又は提示しない場合は、補正として、相当の期間を定めて訂正請求者に上記書類の提出又は提示を求めるものとする。訂正請求者が当該期間内に補正に応じないとき又は訂正請求者に連絡がつかないときは、請求を却下する。

(6) 訂正請求書の記入についての留意事項

ア 同一人から複数の訂正請求があった場合は、「訂正を求める内容」欄に記入することができる範囲で、1通の訂正請求書により受け付けることができるものであること（実施機関が異なる場合を除く。）。

イ 「請求者」欄には、記名のほか押印は要しないものであること。

(7) 訂正請求書の記入事項の確認

ア 訂正請求者の住所又は居所及び氏名は、訂正請求者を特定し、決定通知書の送付先を特定するために正確に記入してあること。

法定代理人又は任意代理人による請求の場合は、法定代理人又は任意代理人の住所又は居所及び氏名とともに、〇〇〇〇代理人と記入してあること。

当該法定代理人又は任意代理人が法人であるときは、その名称又は商号、主たる事務所又は本店の所在地及びその代表者の氏名が記入してあること。

イ 「開示された保有特定個人情報の内容」欄は、訂正請求の対象となる自己の保有特定個人情報を特定するためであり、また訂正請求の要件である既に開示決定を受けていることを確認するための欄であるから、開示決定を受けたときの文書番号、決定年月日、保有特定個人情報の内容などが具体的に記入してあること。

ウ 「訂正を求める内容」欄は、訂正請求する趣旨が具体的に分かるように記入してあること。

(記入例)

〇〇文書に記載されている△△という私の特定個人情報は、□□の誤りであるの

で、訂正を求める。

エ 「担当課処理欄」への記入方法は、保有特定個人情報の開示請求があった場合と同様である。

#### (8) 訂正請求書の補正

訂正請求書の必要事項の記載に漏れがある場合（不鮮明な記載又は意味不明な記載を含む。）や訂正を求める内容の特定ができない場合には、その場で補正を求める。その場で補正することができない場合は、相当の期間を定めて訂正請求者に補正を求めるものとする。訂正請求者が当該期間内に補正に応じないとき又は訂正請求者に連絡がつかないときは、請求を却下する（却下する場合の処理については、第4. 5（7）参照）。

#### (9) 電話又は口頭による請求

条例第36条は訂正請求書を提出することを定めているので、電話又は口頭による訂正請求は、認めない。

#### (10) ファクシミリ又は電子メールによる訂正請求

ファクシミリ又は電子メールによる訂正請求については、本人又は本人の法定代理人若しくは任意代理人からの請求であることの確認手段が確立していないことから、当分の間は認めない。

#### (11) 郵便等による請求

病気、身体障害その他のやむを得ない理由により窓口等で訂正請求ができないと認められる請求者から請求書の送付があった場合は、第4. 1及び2に準じて受け付けることができるものとするが、本人又は本人の法定代理人若しくは任意代理人からの請求であることを慎重に確認すること。

本人又は本人の法定代理人若しくは任意代理人であることの確認に当たっては、開示請求を受け付けるときと同様の方法で行うこと。

受付日は、当該訂正請求書が窓口等に到達した日とする。

なお、当該訂正請求書に不備がある場合、本人又は本人の法定代理人若しくは任意代理人からの請求であることの確認ができない場合など形式要件の確認ができない場合は、相当の期間を定めて訂正請求者に補正を求めるものとする。

### 3 訂正請求書を受け付けた場合の説明等

訂正請求書を受け付けた場合は、訂正請求書の「備考」欄に受付年月日及び受け付けた窓口又は主務課名を記入（収受印の押印で代えることができる。）した後に訂正請求書の写しを作成し、当該訂正請求書の写しを訂正請求者に交付するとともに、次の事項について説明するものとする。

ア 訂正請求書を受け付けた日の翌日から起算して30日以内に訂正請求に係る保有特定個人情報を訂正する旨又は訂正しない旨の決定（以下「訂正決定等」という。）を行うこと。また、その旨の通知に1日～2日を要すること。自己の保有特定個人情報の訂正は、受付と同時に実施しないこと。やむを得ない理由があるときは、30日の期間を60日を超えない範囲で延長することがあり、その場合は、その旨を訂正請求者に対し通知すること。

イ 自己の保有特定個人情報の訂正の可否の決定は、保有特定個人情報訂正決定通知書

(規則別記第13号様式)又は保有特定個人情報非訂正決定通知書(規則別記第14号様式)により通知すること。

#### 4 受付後の訂正請求書の取扱い

受け付けた訂正請求書の取扱いについては、保有特定個人情報の開示請求があった場合と同様とする。

### 【東京都特定個人情報等取扱事務要綱】

#### 第4 報告事項

(保有特定個人情報の開示請求・訂正請求・利用停止請求の報告)

- 3 各局等は、保有特定個人情報の開示請求等があった場合には、請求件数及び決定内容について、「保有特定個人情報運用実績報告書」(別記第4号様式)により毎月、情報公開課に報告する。



## 第37条 訂正義務

第37条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有特定個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有特定個人情報の訂正をしなければならない。

---

---

### 趣旨

---

---

- 1 本条は、実施機関は、訂正請求に理由があると認めるときは、利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有特定個人情報の訂正をしなければならないということを定めたものである。
- 2 「訂正請求に理由がある」とは、実施機関による調査等の結果、請求どおり保有特定個人情報が事実でないことが判明したときをいう。
- 3 「利用目的の達成に必要な範囲内で、訂正をしなければならない」とは、保有特定個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内での訂正を義務付ける趣旨である。訂正請求に係る保有特定個人情報の利用目的に照らして、訂正の必要がないときは、訂正する義務はない。

Ⅱ

第36条

第37条

## 第38条 訂正請求に対する決定

第38条 実施機関は、訂正請求があった日から30日以内に、必要な調査を行い、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対して、訂正請求に係る保有特定個人情報を訂正する旨又は訂正しない旨の決定（以下「訂正決定等」という。）をしなければならない。ただし、第36条第3項において準用する第27条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項の規定による訂正する旨の決定（以下「訂正決定」という。）をしたときは、当該訂正請求に係る保有特定個人情報を訂正した上、訂正請求者に対し、遅滞なく書面によりその旨を通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定による訂正しない旨の決定をしたときは、訂正請求者に対し、遅滞なく書面によりその旨を通知しなければならない。

4 実施機関は、第1項の規定による訂正しない旨の決定をする場合は、前項の規定による通知書にその理由を付記しなければならない。

5 第28条第3項及び第5項の規定は、訂正決定等について準用する。

---

---

### 趣 旨

---

---

1 本条は、保有特定個人情報の訂正請求があった場合において、請求のあった保有特定個人情報について実施機関が行う訂正する旨の決定又は訂正しない旨の決定（以下「訂正決定等」という。）についての手続を定めたものである。

2 第1項は、実施機関は、保有特定個人情報の訂正請求があった日の翌日から起算して30日以内に訂正決定等をする義務があることを明らかにしたものである。

3 「保有特定個人情報を訂正する旨又は訂正しない旨の決定」とは、保有特定個人情報の訂正請求があったときに、当該訂正請求に理由があると認められる場合であつて、訂正を行うことが保有特定個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内であるか否かについて実施機関が判断した上で、訂正決定等をするものである。

訂正請求に理由があると認められない場合とは、訂正請求の対象である情報が事実に関するものではないこと、又は請求者をして当該訂正を求める内容が事実と合致することについて、それらを証明する書類等の提出・提示ができない場合であると解され、そのような場合は条例第35条第1項あるいは第36条第2項の要件が満たされないものであることから、訂正しない旨の決定ではなく、請求要件不備による却下決定を行う。

4 第2項は、訂正する旨の決定をしたときは、当該請求に係る保有特定個人情報を訂正した上で、遅滞なく訂正請求者に通知する義務があることを明らかにしたものである。

5 第3項は、訂正しない旨の決定をしたとき、遅滞なく訂正請求者に訂正しない旨を通知する義務があることを明らかにしたものである。

6 第4項は、訂正しない旨の決定をしたときは、通知書にその理由を付記する必要があることを明らかにしたものである。

7 第5項は、期間延長及び意見聴取については、開示請求に対する決定の場合の規定を準用するものである。

---

---

## 運用

---

---

- 1 実施機関の訂正決定等は、郵便等により訂正請求者に通知する。
- 2 訂正をしない旨の決定をする場合に理由を付記しなければならないのは、決定権者の慎重かつ合理的な判断を確保するため及び処分を相手方に知らせるためである。  
理由の付記は、訂正しない旨の決定を適法にするための要件であり、理由を付記していない場合又は付記された理由が不十分な場合は、瑕疵ある行政処分となる。したがって、訂正しない旨の決定を行う場合には、その理由を明確にしなければならない。

---

---

## 関係条例・規則・要綱

---

---

### 【知事が保有する特定個人情報の保護等に関する規則】

(訂正決定通知書等)

- 第10条 条例第38条第2項に規定する書面は、保有特定個人情報訂正決定通知書（別記第13号様式）とする。
- 2 条例第38条第3項に規定する書面は、保有特定個人情報非訂正決定通知書（別記第14号様式）とする。
- 3 条例第38条第5項において準用する条例第28条第3項に規定する書面は、決定期間延長通知書（保有特定個人情報訂正請求）（別記第15号様式）とする。

### 【東京都保有特定個人情報開示・訂正・利用停止事務取扱要綱】

#### 第4 自己の保有特定個人情報の訂正事務

##### 5 訂正決定等の事務

###### (1) 訂正を求める保有特定個人情報の内容の検討

ア 東京都文書管理規則に定める手続きに基づき、訂正請求書に収受印を押印するとともに、文書総合管理システムに文書管理事項を登録する。

イ 訂正請求に係る保有特定個人情報について、訂正に應ずることの可否を検討し、また、必要に応じて関係部署に協議する。

###### (2) 決定期間の延長

訂正請求があった日から30日以内に訂正決定等を行うことができないときは、訂正請求があった日から30日以内に当該期間を延長する旨の決定をし、訂正請求者に対し、速やかに決定期間延長通知書（保有特定個人情報訂正請求）（規則別記第15号様式）によりその旨を通知する。なお、延長後の決定期間は、事務処理上必要な限度で適正な期間を設定する。また、「延長理由」欄には、延長する理由をできるだけ具体的に記入するものとする。

###### (3) 知事以外のものとの間における協議、協力等により作成し、又は取得した保有特定個人情報の取扱い

訂正請求のあった自己の保有特定個人情報に、知事以外のものとの間における協議、協力等により作成し、又は取得した保有特定個人情報が含まれている場合であって、必要と認めるときは、慎重かつ公正な訂正決定等を行うため、第6「開示請求者以外のもの

のの情報等の取扱い」により処理するものとする。

(4) 協議

非訂正決定（一部訂正とする場合を含む。）をし、又は訂正請求を却下するに当たっては、保有特定個人情報の開示請求があった場合と同様に協議を行うものとする。

(5) 他の制度との調整等により条例を適用しない保有特定個人情報の取扱い

訂正請求に係る保有特定個人情報が条例第46条に該当するため、条例を適用しない保有特定個人情報である場合は、当該請求を却下する。

(6) 訂正決定等の通知書の記入要領

訂正決定等の通知書を作成する場合は、次のように取り扱うものとする。

ア 「開示された保有特定個人情報の内容」欄

請求に係る保有特定個人情報について開示決定をした際の文書番号、決定年月日、件名、保有特定個人情報の内容等を記入すること。

（記入例）

〇〇第 〇号〇〇年〇月〇日決定

〇〇に係る保有特定個人情報の開示請求

〇〇台帳に記載された〇〇〇〇の保有特定個人情報

この場合、1通の訂正決定通知書、非訂正決定通知書に複数の請求に係る保有特定個人情報の内容を記入することができること。

イ 「訂正する保有特定個人情報の内容」欄

訂正前の保有特定個人情報の内容及び訂正後の保有特定個人情報の内容を記入すること。

（記入例）

年間所得150万円は、年間所得100万円と訂正する。

ウ 「一部訂正とする理由」欄及び「訂正をしない理由」欄

訂正請求のうち一部のみを訂正する場合及び全く訂正しない場合に記入すること。

（一部訂正とする場合の記入例）

訂正請求のあった、扶養親族の訂正については、調査の結果、□□子については扶養親族と認められるが、〇〇子については、扶養親族と認められないので、□□子についてのみ扶養親族とし現記載を訂正する。

（訂正をしない場合の記入例）

訂正請求のあった、扶養親族の訂正については、調査の結果、□□子、〇〇子のいずれについても、扶養親族と認められないので、現記載を訂正しない。

訂正請求に係る保有特定個人情報が不存在等の場合はその旨記入すること。

(7) 訂正請求を却下する場合の処理

訂正請求が条例に規定する要件を満たさず、訂正請求者が補正に応じない等の理由により当該訂正請求を却下する場合は、保有特定個人情報訂正請求却下通知書（別記第2号様式）により通知する。

(8) 訂正決定等の通知書の送付

訂正決定等の通知書の送付については、保有特定個人情報の開示請求があった場合と同様とする。

## 第6 開示請求者以外のものの情報等の取扱い

- 1 協議、協力等によって作成、取得した保有特定個人情報に係る意見の聴取（条例第28条第5項（条例第38条第5項又は第44条第5項において準用する場合を含む。以下同じ。）関係）

開示・訂正・利用停止請求のあった自己の保有特定個人情報に、知事以外のものとの間における協議、協力等により作成し、又は取得した保有特定個人情報があり、その部分について請求者の開示・訂正請求・利用停止請求に応ずるか否かについて慎重かつ公正な判断を行うため、主務課が必要と認めるときは、決定に先だって、協議・協力先等の意見を聴くことができる。



## 第39条 訂正請求に係る事案の移送

第39条 実施機関は、訂正請求に係る保有特定個人情報（第19条に定める情報提供等記録に記録された保有特定個人情報を除く。）が第34条第3項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の実施機関において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が訂正決定をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施を行わなければならない。

---

---

### 趣旨

---

---

1 本条は、他の実施機関への訂正請求事案の移送について、その要件及び手続を定めるものである。

2 第1項は、訂正請求に係る保有特定個人情報（第19条に定める情報提供等記録に記録された保有特定個人情報を除く。）が他の実施機関に移送した事案についての開示に係るものであるときなどは、当該他の実施機関の判断に委ねた方が迅速かつ適切な処理に資することがあると考えられるので、実施機関は、当該他の実施機関と協議の上、事案を移送することができることとした。

「その他の実施機関において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるとき」とは、訂正請求に係る保有特定個人情報の重要な部分が他の実施機関の事務・事業に係るものである場合などであって、他の実施機関の判断に委ねた方が適当な場合である。

3 第3項は、移送を受けた実施機関が、訂正請求に係る保有特定個人情報を訂正する決定を行ったときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施を行わなければならないことを定めたものである。

---

---

### 関係条例・規則・要綱

---

---

#### 【知事が保有する特定個人情報の保護等に関する規則】

（事案移送通知書）

第11条 知事は、条例第34条第1項又は第39条第1項の規定により事案を移送した場合は、事案移送通知書（開示請求・訂正請求）（別記第16号様式）により開示請求者又は訂正請求者に通知するものとする。

## 【東京都保有特定個人情報開示・訂正・利用停止事務取扱要綱】

### 第4 自己の保有特定個人情報の訂正事務

#### 6 事案の移送事務

条例第39条第1項に該当すると判断した場合は、第3 10「事案の移送事務」に準じて取り扱うこと。

## 第40条 保有特定個人情報の提供先への通知

第40条 実施機関は、訂正決定に基づく保有特定個人情報（第19条に定める情報提供等記録に記録された保有特定個人情報を除く。）の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有特定個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

2 実施機関は、第19条に定める情報提供等記録に記録された保有特定個人情報の訂正の実施をした場合において、総務大臣及び情報提供者若しくは情報照会者又は条例事務関係情報提供者若しくは条例事務関係情報照会者に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

---

---

### 趣 旨

---

---

1 本条は、実施機関が訂正決定に基づく訂正の実施をした場合における当該保有特定個人情報の提供先に対する通知の手続を定めるものである。

2 第1項は、実施機関が訂正請求に係る保有特定個人情報（第19条に定める情報提供等記録に記録された保有特定個人情報を除く。）について、訂正決定に基づく訂正の実施をした場合、必要があると認めるときは、当該保有特定個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとした。

「第19条に定める情報提供等記録に記録された保有特定個人情報を除く。」とは、条例第19条に定める情報提供等記録に記録された保有特定個人情報に係る処理については、第2項に規定があることから、本項においてはこれを除外することとしたものである。

訂正請求の対象は、一義的には、訂正請求があった実施機関の保有する保有特定個人情報である。しかし、訂正の実施をした実施機関が、当該保有特定個人情報を第三者に提供しており、その提供先において誤った保有特定個人情報を利用されることを予見することができる場合には、訂正請求の制度の趣旨が活かされるよう、提供先に対し訂正の実施をした旨を通知するものである。

3 第2項は、実施機関が、条例第19条に定める情報提供等記録に記録された保有特定個人情報の訂正の実施をした場合において、総務大臣及び情報提供者若しくは情報照会者又は条例事務関係情報提供者若しくは条例事務関係情報照会者に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとした。

情報提供等の記録に記録された情報は他機関から提供を受けるものではないが、記録事項が誤っていた場合には、当該情報提供等の記録と同一の情報提供等の記録を有する者、すなわち情報提供者若しくは情報照会者又は条例事務関係情報提供者若しくは条例事務関係情報照会者及び情報提供ネットワークシステム上の情報提供等の記録を保有する総務大臣へ通知する必要があることから、その旨を規定したものである。

## 第41条 利用停止を請求できる者

第41条 何人も、開示決定を受けた自己を本人とする保有特定個人情報（第19条に定める情報提供等記録に記録された保有特定個人情報を除く。次条から第44条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

一 第13条第1項若しくは第2項の規定に違反して利用されているとき、第15条第1項の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は第25条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去

二 第14条の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人情報の提供の停止

2 第26条第2項の規定は、利用停止請求について準用する。

### 趣旨

1 本条は、実施機関における特定個人情報の適切な取扱いを確保する趣旨から、不適正な取扱いがあると認めるときに、利用停止を求めることを権利として保障したものである。

2 第1項は、利用停止請求ができる者及び求めることができる措置について規定したものである。

3 「開示決定を受けた」とは、利用停止請求をするに当たって、その対象となる保有特定個人情報（第19条に定める情報提供等記録に記録された保有特定個人情報を除く。）が、この条例による開示決定（一部開示の決定を含む。）を受けていなければならない趣旨である。

4 「第19条に定める情報提供等記録に記録された保有特定個人情報を除く。」とは、次に挙げる理由により、第19条に定める情報提供等記録に記録された保有特定個人情報については、本条例による利用停止請求の対象から除外するものである。

情報提供等の記録については、情報提供ネットワークシステムにおいて自動保存されるものであり、適法に取得されたものでないときや目的内利用及び提供の規定に違反しているときが想定されない。また仮にそのような状態で保有されているとしても、不正な情報提供を行わせず、かつ適法な情報提供を安定的に情報提供ネットワークシステムにおいて実現するためには、不法・不正な提供がなされていないか、システム運用上支障の生じる提供がなされていないかなどを確認するために、情報提供等の記録を利用し続ける必要性が極めて高い。

また、情報提供等の記録について、不適法な取扱いを行った者に対しては、個人情報保護委員会が指導、助言、勧告、命令等を行うことができ（番号法第33条、第34条及び第35条）、不適法な取扱いがなされているときの措置は、利用停止請求を認めなくとも妥当性を欠くものではないと考えられることから、利用停止請求の対象となる保有特定個人情報から除外しているものである。

5 第1号は、保有特定個人情報の利用の停止又は消去を求めることができる場合を定めたものである。

(1) 「第13条第1項若しくは第2項の規定に違反して利用されているとき」とは、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があるか又は本

人の同意を得ることが困難であるとき」又は「利用条例第4条第2項及び第3項に規定する庁内連携を行うとき」には該当しないにもかかわらず、特定個人情報を取り扱う事務の目的を超えた特定個人情報の利用がされている場合をいう。

(2) 「第15条第1項の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき」とは、実施機関の事務に係る番号法第19条各号のいずれかに該当するとき以外で特定個人情報が収集され又は保管されている場合をいう。

番号法第19条は、特定個人情報の提供を原則禁止するとともに各号で定める場合に例外を認めることとしているところであり、これにより情報の提供を受けた場合に限り、条例第15条第1項において、収集・保管を認めている。これに違反して収集・保管されているときに、利用停止請求の対象とするものである。

(3) 条例第25条は、個人番号利用事務等処理するために必要な範囲を超えて特定個人情報ファイルを作成してはならないとしつつ、その例外として番号法第19条第12号及び第14号から第16号までのいずれかに該当して特定個人情報を提供し、又はその提供を受けることができる場合を掲げている。「第25条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき」とは、これに違反して特定個人情報ファイルを作成し、これに特定個人情報が記録されているときをいう。

(4) 「利用の停止」とは、利用の全面的な停止だけでなく、一部停止を含む。

「消去」とは、当該保有特定個人情報の全部又は一部を記録媒体から消し去ることをいう。保有特定個人情報を匿名化することもこれに含まれる。

6 第2号は、保有特定個人情報の提供の停止を求めることができる場合を定めたものである。

「第14条の規定に違反して提供されているとき」とは、番号法が第19条各号に定める場合以外に特定個人情報の提供を禁止しているところ、実施機関の事務に係る同条各号のいずれかに該当しない場合であるにもかかわらず、特定個人情報が提供されている場合をいう。

7 第2項は、本人請求の例外として、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は任意代理人のみが、被代理人の保有特定個人情報の利用停止を請求できる旨を明らかにしたものであり、条例第26条第2項の規定を準用するものである。



## 第42条 利用停止請求方法

第42条 前条の規定に基づき利用停止請求をしようとする者は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した利用停止請求書を提出しなければならない。

- 一 利用停止請求をしようとする者の氏名及び住所又は居所
- 二 利用停止請求をしようとする保有特定個人情報を特定するために必要な事項
- 三 利用停止請求の趣旨及び理由
- 四 前三号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 第27条第2項及び第3項の規定は、利用停止請求について準用する。

### 趣旨

- 1 本条は、保有特定個人情報の利用停止についての具体的な請求方法を定めたものである。
- 2 第1項は、利用停止請求に際しては、保有特定個人情報利用停止請求書（特定保護規則別記第17号様式）に必要事項を記載して提出する必要があることを明らかにしたものである。  
本項各号に掲げる事項は、保有特定個人情報利用停止請求書に記載すべき事項であり、利用停止請求をする上で必要な記載事項である。
- 3 第2項は、利用停止請求をしようとする者は、自己が当該利用停止請求に係る保有特定個人情報の本人又はその代理人であることを証明する書類を提出し、又は提示する必要があること及び利用停止請求書に形式上の不備がある場合の補正手続について定めたものであり、条例第27条第2項及び第3項の規定を準用するものである。

### 運用

郵便等による利用停止請求は、請求者本人の確認が十分行えないことから、特に必要があると認める場合を除いて認めないものである。

### 関係条例・規則・要綱

#### 【知事が保有する特定個人情報の保護等に関する規則】

（利用停止請求書の提出）

第12条 条例第42条第1項の規定に基づき利用停止請求をしようとする者は、保有特定個人情報利用停止請求書（別記第17号様式）を知事に提出しなければならない。

（利用停止請求者の確認等）

第13条 条例第42条第2項において準用する条例第27条第2項に規定する書類については、第3条第2項及び第3項の規定を準用する。

- 2 知事は、利用停止請求に係る保有特定個人情報が開示の決定を受けたものであることを確認する必要があると認めるときは、利用停止請求をしようとする者に対し、保有特定個人情報開示決定通知書又は保有特定個人情報一部開示決定通知書の提示を求められることができる。

## 【東京都保有特定個人情報開示・訂正・利用停止事務取扱要綱】

### 第5 自己の保有特定個人情報の利用停止事務

#### 1 案内

##### (1) 請求の内容の特定

利用停止請求を行いたい旨の照会があった場合は、どのような自己の保有特定個人情報を利用停止したいのか確認し、利用停止請求の手続を説明する。その際、当該内容が、利用停止請求として対応すべきものであるかを判断し、適切な対応に努めるものとする。

また、利用停止請求をするためには、当該保有特定個人情報について、条例による開示決定（一部開示の決定を含む。）を受けていることが必要であるので、その旨を説明する。

##### (2) 条例第46条関係の確認

条例第46条に規定する場合には、この条例は適用しないので、これに該当する保有特定個人情報については、そもそも開示請求の対象とならない。したがって、利用停止請求をすることもできないものであり、この場合は、その旨を説明する等適切に対応するものとする。

#### 2 窓口等における利用停止請求書の受付

条例第41条の規定に基づく利用停止請求を受け付ける場合は、以下に留意する。

##### (1) 形式要件の確認

利用停止請求者が保有特定個人情報の本人又は本人の法定代理人若しくは任意代理人であること、当該保有特定個人情報について当該利用停止請求者が条例による開示決定を受けていること及び提出された利用停止請求書について必要事項が記載されていることを確認する。なお、本人の個人番号の確認は不要であることに留意する。

##### (2) 保有特定個人情報の本人又は本人の法定代理人若しくは任意代理人であることの確認

保有特定個人情報の本人又は本人の法定代理人若しくは任意代理人であることの確認は、利用停止請求においても、開示請求を受け付けるときと同様の方法で行うものである。ただし、任意代理人による請求の場合の本人の委任状については、開示請求の際の委任状に準じた任意の様式で差し支えないものとする。

利用停止請求者が上記書類を提出又は提示せず、請求に係る保有特定個人情報の本人又は本人の法定代理人若しくは任意代理人であることが確認できない場合は、補正として、相当の期間を定めて利用停止請求者に上記書類の提出又は提示を求めるものとする。利用停止請求者が当該期間内に補正に応じないとき又は利用停止請求者に連絡がつかないときは、請求を却下する。

##### (3) 既に関示の決定を受けていることの確認

利用停止請求のできる自己の保有特定個人情報は、既にこの条例による開示決定を受けていることが必要であるので、利用停止請求者が持参する開示決定の通知書及び主務課に残っている開示決定原議等によって、既に関示決定を受けているか否かを確認する。利用停止請求者が、当該保有特定個人情報について条例による開示請求をしていない場合は、当該保有特定個人情報について開示請求をし、開示決定を受けてから利用停止請求するよう求める。

当該保有特定個人情報が条例により非開示決定を受けた場合その他の理由により開示決定を受けていない場合は、請求を却下する。

(4) 保有特定個人情報の特定

請求に係る保有特定個人情報については、主務課と十分連絡を取り合って、当該保有特定個人情報の存在の有無の確認、内容等についての特定を行うこと。

(5) 理由の確認

「理由」は、請求者が実施機関の請求に係る特定個人情報の取扱いが条例第13条、第14条、第15条第1項又は第25条の規定に違反して利用、収集若しくは保管又は提供していると認められる根拠であり、実施機関において、必要な調査ができる程度に、明確かつ具体的である必要がある。

(6) 利用停止請求書の記入についての留意事項

ア 「利用停止請求の趣旨」欄

「利用の停止」とは、その保有特定個人情報の利用を止めることであり、一部停止を含む。

「消去」とは、公文書からその保有特定個人情報の全部又は一部を消すこと又は保有特定個人情報が記録された公文書自体を廃棄すること等である。

「提供の停止」とは、その後の提供することを止めることである。

イ 「請求者」欄には、記名のほか押印は要しないものであること。

(7) 利用停止請求書の記入事項の確認

ア 利用停止請求者の住所又は居所及び氏名は、利用停止請求者を特定し、決定通知書の送付先を特定するために正確に記入してあること。

法定代理人又は任意代理人による請求の場合は、法定代理人又は任意代理人の住所又は居所及び氏名とともに、〇〇〇〇代理人と記入してあること。

当該法定代理人又は任意代理人が法人であるときは、その名称又は商号、主たる事務所又は本店の所在地及びその代表者の氏名が記入してあること。

イ 「開示された保有特定個人情報の内容」欄は、利用停止請求の対象となる自己の保有特定個人情報を特定するためのものであり、また利用停止請求の要件である既に開示決定を受けていることを確認するための欄であるから、開示決定を受けたときの文書番号、決定年月日、保有特定個人情報の内容などが具体的に記入してあること。

ウ 「利用停止を求める理由」欄には、利用停止請求の内容を裏付ける根拠として、実施機関の請求に係る特定個人情報の取扱いがこの条例に違反して利用、収集若しくは保管又は提供していると認められる具体的な理由が記入してあること。

(記入例)

〇〇文書に記載されている△△という私の保有特定個人情報は、条例〇〇条に違反して□□されたので、利用停止（消去、提供の停止）を求める。

エ 「担当課処理欄」への記入方法は、保有特定個人情報の開示請求があった場合と同様である。

(8) 利用停止請求書の補正

利用停止請求書の必要事項の記載に漏れがある場合（不鮮明な記載又は意味不明な記載を含む。）や利用停止を求める内容の特定ができない場合には、その場で補正を求め

る。その場で補正することができない場合は、相当の期間を定めて利用停止請求者に補正を求めるものとする。利用停止請求者が当該期間内に補正に応じないとき又は利用停止請求者に連絡がつかないときは、請求を却下する（却下する場合の処理については、第5.5（7）参照）。

（9）電話又は口頭による請求

条例第42条は利用停止請求書を提出することを定めているので、電話又は口頭による利用停止請求は、認めない。

（10）ファクシミリ又は電子メールによる利用停止請求

ファクシミリ又は電子メールによる利用停止請求については、本人又は本人の法定代理人若しくは任意代理人からの請求であることの確認手段が確立していないことから、当分の間は認めない。

（11）郵便等による請求

病気、身体障害その他のやむを得ない理由により窓口等で利用停止請求ができないと認められる請求者から請求書の送付があった場合は、第5.1及び2に準じて受け付けることができるものとするが、本人又は本人の法定代理人若しくは任意代理人からの請求であることを慎重に確認すること。

本人又は本人の法定代理人若しくは任意代理人であることの確認に当たっては、開示請求を受け付けるときと同様の方法で行うこと。

受付日は、当該利用停止請求書が窓口等に到達した日とする。

なお、当該利用停止請求書に不備がある場合、本人又は本人の法定代理人若しくは任意代理人からの請求であることの確認ができない場合など形式要件の確認ができない場合は、相当の期間を定めて利用停止請求者に補正を求めるものとする。

3 利用停止請求書を受け付けた場合の説明等

利用停止請求書を受け付けた場合は、利用停止請求書の「備考」欄に受付年月日及び受け付けた窓口又は主務課名を記入（収受印の押印で代えることができる。）した後利用停止請求書の写しを作成し、当該利用停止請求書の写しを利用停止請求者に交付するとともに、次の事項について説明するものとする。

ア 利用停止請求書を受け付けた日の翌日から起算して30日以内に利用停止請求に係る保有特定個人情報を利用停止する旨又は利用停止しない旨の決定（以下「利用停止決定等」という。）を行うこと。また、その旨の通知に1日～2日を要すること。自己の保有特定個人情報の利用停止は、受付と同時に実施しないこと。やむを得ない理由があるときは、30日の期間を60日を超えない範囲で延長することがあり、その場合は、その旨を利用停止請求者に対し通知すること。

イ 自己の保有特定個人情報の利用停止の可否の決定は、保有特定個人情報利用停止決定通知書（規則別記第18号様式）又は保有特定個人情報利用非停止決定通知書（規則別記第19号様式）により通知すること。

4 受付後の利用停止請求書の取扱い

受け付けた利用停止請求書の取扱いについては、保有特定個人情報の開示請求があった

場合と同様とする。

### 【東京都特定個人情報等取扱事務要綱】

#### 第4 報告事項

(保有特定個人情報の開示請求・訂正請求・利用停止請求の報告)

- 3 各局等は、保有特定個人情報の開示請求等があった場合には、請求件数及び決定内容について、「保有特定個人情報運用実績報告書」（別記第4号様式）により毎月、情報公開課に報告する。



## 第43条 利用停止義務

第43条 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における保有特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有特定個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）をしなければならない。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止をすることにより、当該保有特定個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

---

---

### 趣旨

---

---

- 1 本条は、実施機関は、利用停止請求があった場合において、利用停止請求に理由があると認めるときは、保有特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該保有特定個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）をしなければならないということを定めたものである。
- 2 「利用停止請求に理由がある」とは、第41条第1項第1号又は第2号に該当する違反の事実があると実施機関が認めるときである。
- 3 「保有特定個人情報の適正な取扱いを確保する」とは、第41条第1項第1号又は第2号に該当する違反状態を是正する意味である。
- 4 「必要な限度」とは、例えば、利用停止請求に係る保有特定個人情報について、その全ての利用が違反していれば全ての利用停止を、一部の利用が違反していれば一部の利用停止を行う必要があるということである。

例えば、利用条例第4条第2項及び第3項に規定する庁内連携には該当しないにもかかわらず保有特定個人情報を利用されていることを理由として、本人から当該保有特定個人情報の消去を求められた場合には、保有特定個人情報の適正な取扱いを確保する観点から、同項の庁内連携には該当しない部分の保有特定個人情報の利用を停止すれば足りる。この場合、当該保有特定個人情報を消去するまでの必要はない。
- 5 「当該保有特定個人情報の利用停止をすることにより、当該保有特定個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない」とは、利用停止請求に理由があることが判明した場合であっても、利用停止を行うことにより保護される本人の権利利益と損なわれる事務の適正な遂行の必要性との比較衡量を行った結果、後者が優るような場合にまで利用停止を行う義務を課すことは適当でないため、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、利用停止をする義務を負わないこととしたものである。

---

---

### 運用

---

---

利用停止請求に理由があるかの判断は、当該実施機関の所掌事務、保有特定個人情報の利用目的及び本条例の趣旨を勘案して、事実を基に客観的に行われる必要がある。

## 第44条 利用停止請求に対する決定

第44条 実施機関は、利用停止請求があった日から30日以内に、必要な調査を行い、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対して、利用停止請求に係る保有特定個人情報の利用停止をする旨又は利用停止をしない旨の決定（以下「利用停止決定等」という。）をしなければならない。ただし、第42条第2項において準用する第27条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項の規定による利用停止をする旨の決定をしたときは、当該利用停止請求に係る保有特定個人情報の利用停止をした上、利用停止請求者に対し、遅滞なく書面によりその旨を通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定による利用停止をしない旨の決定をしたときは、利用停止請求者に対し、遅滞なく書面によりその旨を通知しなければならない。

4 実施機関は、第1項の規定による利用停止をしない旨の決定をする場合は、前項の規定による通知書にその理由を付記しなければならない。

5 第28条第3項及び第5項の規定は、利用停止決定等について準用する。

---

---

### 趣旨

---

---

1 本条は、保有特定個人情報の利用停止請求があった場合において、請求のあった保有特定個人情報について実施機関が行う利用停止をする旨の決定又は利用停止をしない旨の決定（以下「利用停止決定等」という。）についての手続を定めたものである。

2 第1項は、実施機関は、保有特定個人情報の利用停止請求があった日の翌日から起算して30日以内（補正に要した日数を除く。）に利用停止決定等をする義務があることを明らかにしたものである。

3 第2項は、利用停止する旨の決定をしたときは、当該請求に係る保有特定個人情報の利用停止をした上で、遅滞なく利用停止請求者に通知する義務があることを明らかにしたものである。

4 第3項は、利用停止をしない旨の決定をしたとき、遅滞なく利用停止請求者に利用停止をしない旨を通知する義務があることを明らかにしたものである。

5 第4項は、利用停止をしない旨の決定をしたときは、通知書にその理由を付記する必要があることを明らかにしたものである。

6 第5項は、期間延長及び意見聴取については、開示請求に対する決定の場合の規定を準用するものである。

---

---

### 運用

---

---

1 実施機関の利用停止決定等は、郵便等により利用停止請求者に通知する。

2 利用停止をしない旨の決定をする場合に理由を付記しなければならないのは、決定権者の慎重かつ合理的な判断を確保するため及び処分を相手方に知らせるためである。

理由の付記は、利用停止請求をしない旨の決定を適法にするための要件であり、理由を付記していない場合又は付記された理由が不十分な場合は、瑕疵ある行政処分となる。したがって、利用停止請求をしない旨の決定を行う場合には、その理由を明確にしなければならない。

---

---

## 関係条例・規則・要綱

---

---

### 【知事が保有する特定個人情報の保護等に関する規則】

(利用停止決定通知書等)

- 第14条 条例第44条第2項に規定する書面は、保有特定個人情報利用停止決定通知書（別記第18号様式）とする。
- 2 条例第44条第3項に規定する書面は、保有特定個人情報利用非停止決定通知書（別記第19号様式）とする。
- 3 条例第44条第5項において準用する条例第28条第3項に規定する書面は、決定期間延長通知書（保有特定個人情報利用停止請求）（別記第20号様式）とする。

### 【東京都保有特定個人情報開示・訂正・利用停止事務取扱要綱】

第5 自己の保有特定個人情報の利用停止事務

#### 5 利用停止決定等の事務

(1) 利用停止を求める保有特定個人情報の内容の検討

- ア 東京都文書管理規則に定める手続きに基づき、利用停止請求書に収受印を押印するとともに、文書総合管理システムに文書管理事項を登録する。
- イ 利用停止請求に係る保有特定個人情報について、利用停止に應ずることの可否を検討し、また、必要に応じて関係部署に協議する。

(2) 決定期間の延長

利用停止請求があった日から30日以内に利用停止決定等を行うことができないときは、利用停止請求があった日から30日以内に当該期間を延長する旨の決定をし、利用停止請求者に対し、速やかに決定期間延長通知書（保有特定個人情報利用停止請求）（規則別記第20号様式）によりその旨を通知する。なお、延長後の決定期間は、事務処理上必要な限度で適正な期間を設定する。また、「延長理由」欄には、延長する理由をできるだけ具体的に記入するものとする。

(3) 知事以外のものとの間における協議、協力等により作成し、又は取得した保有特定個人情報の取扱い

利用停止請求のあった自己の保有特定個人情報に、知事以外のものとの間における協議、協力等により作成し、又は取得した保有特定個人情報が含まれている場合であって、必要と認めるときは、慎重かつ公正な利用停止決定等をするため、第6「開示請求者以外のものの情報等の取扱い」により処理するものとする。

(4) 協議

利用非停止決定（一部利用停止とする場合を含む。）をし、又は利用停止請求を却下するに当たっては、保有特定個人情報の開示請求があった場合と同様に協議を行うもの

とする。

(5) 他の制度との調整等により条例を適用しない保有特定個人情報の取扱い

利用停止請求に係る保有特定個人情報条例第46条に該当するため、条例を適用しない場合は、当該請求を却下する。

(6) 利用停止決定等の通知書の記入要領

利用停止決定等の通知書を作成する場合は、次のように取り扱うものとする。

ア 「開示された保有特定個人情報の内容」欄

請求に係る保有特定個人情報について開示決定をした際の文書番号、決定年月日、件名、保有特定個人情報の内容等を記入すること。

(記入例)

〇〇第 〇号〇〇年〇月〇日決定

〇〇に係る保有特定個人情報の開示請求

〇〇台帳に記載された〇〇〇〇の保有特定個人情報

この場合、1通の利用停止決定通知書、利用非停止決定通知書に複数の請求に係る保有特定個人情報の内容を記入することができること。

イ 「利用停止の内容」欄

利用停止の内容を記入すること。

ウ 「利用停止をしない理由」欄

利用停止請求のうち一部のみを利用停止する場合及び全く利用停止しない場合に記入すること。

利用停止請求に係る保有特定個人情報が不存在等の場合はその旨記入すること。

(7) 利用停止請求を却下する場合の処理

利用停止請求が条例に規定する要件を満たさず、利用停止請求者が補正に応じない等の理由により当該利用停止請求を却下する場合は、保有特定個人情報利用停止請求却下通知書(別記第3号様式)により通知する。

(8) 利用停止決定等の通知書の送付

利用停止決定等の通知書の送付については、保有特定個人情報の開示請求があった場合と同様とする。

## 第45条 開示手数料

第45条 実施機関（都が設立した地方独立行政法人を除く。以下この条において同じ。）が第29条の規定により保有特定個人情報の開示を写しの交付の方法により行うときは、別表に定めるところにより開示手数料を徴収する。

2 実施機関が保有特定個人情報の開示をするため、第28条第2項に規定する書面により開示をする日時及び場所を指定したにもかかわらず、開示請求者が当該開示に応じない場合において、実施機関が再度、当初指定した日から14日以上の間を置いた開示をする日時及び場所を指定し、当該開示に応ずるよう催告しても、開示請求者が正当な理由なくこれに応じないときは、開示をしたものとみなす。この場合において、開示請求者が保有特定個人情報の開示を写しの交付の方法により行うことを求めていたときには、別表に定める開示手数料を徴収する。

3 既納の開示手数料は、還付しない。ただし、知事及び公営企業管理者は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

4 知事及び公営企業管理者は、特別の理由があると認めるときは、開示手数料を減額し、又は免除することができる。

### 別表（第45条関係）

公文書の種類		開示手数料の金額	徴収時期
文書、図画及び写真		写し（単色刷り）1枚につき 10円	写しの交付のとき。
		写し（多色刷り）1枚につき 20円	写しの交付のとき。
フィルム	マイクロフィルム	印刷物として出力したもの（単色刷り）1枚につき10円	写しの交付のとき。
		印刷物として出力したもの（多色刷り）1枚につき20円	写しの交付のとき。
電磁的記録	ビデオテープ	複写したビデオテープ1巻につき 290円	写しの交付のとき。
	録音テープ	複写した録音テープ1巻につき 150円	写しの交付のとき。
	その他の電磁的記録（パーソナルコンピュータで作成されたものに限る。）	印刷物として出力したもの（単色刷り）1枚につき10円	写しの交付のとき。
		印刷物として出力したもの（多色刷り）1枚につき20円	写しの交付のとき。
		複写したフロッピーディスク1枚につき 100円	写しの交付のとき。
	複写した光ディスク（日本産業規格XO606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）1枚につき 100円	写しの交付のとき。	



#### 備考

- 1 用紙の両面に印刷された文書、図面等については、片面を1枚として算定する。
- 2 公文書の写し（マイクロフィルム及び電磁的記録の場合においては印刷物として出力したもの）を交付する場合は、原則として日本産業規格A列3番までの用紙を用いるものとするが、これを超える規格の用紙を用いたときの写しの枚数は、日本産業規格A列3番による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。
- 3 フィルム（マイクロフィルムを除く。）の写しを交付する場合及び電磁的記録の写しの交付においてこの表に掲げる開示手数料の金額によりがたい場合には、東京都規則で定めるところにより写しの交付に係る費用を徴収する。

---

---

#### 趣旨

---

---

- 1 第1項は、実施機関（都が設立した地方独立行政法人を除く。以下この条において同じ。）が行う保有特定個人情報の開示について、写しの交付に要する事務の対価を開示手数料として徴収することを定めたものである。
- 2 第2項は、開示請求者が開示決定を受けたにもかかわらず当該開示に応じない場合、実施機関が再度日時及び場所を指定し、開示に応ずるよう催告しても、開示請求者が正当な理由なくこれに応じないときは、開示したものとみなし、この場合において、保有特定個人情報の開示を写しの交付の方法により行うときは、開示手数料を徴収することを定めたものである。
  - (1) 「正当な理由」とは、天災、交通途絶、不慮の事故、病気などのやむを得ない事情をいう。
  - (2) 「開示したものとみなす。この場合において、開示請求者が保有特定個人情報の開示を写しの交付の方法により行うことを求めていたときには、別表に定める開示手数料を徴収する」とは、開示請求者が正当な理由なく開示に応じない場合、開示したものとみなして開示手数料を徴収する趣旨である。
- 3 第3項は、既納の開示手数料は原則として還付しないが、知事及び公営企業管理者において特別の理由があると認める場合に還付することができることを定めたものである。
- 4 第4項は、以下の者から申請があったときに開示手数料を減額又は免除する趣旨である。
  - (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項の規定による同法の保護を現に受けている者
  - (2) 生活保護法第6条第2項の規定による同法の保護を必要とする状態にある者で、現にその保護を受けていない者
  - (3) 災害等不時の事故によって生計困難になった者
  - (4) その他知事において特別の理由があると認める者

---

---

#### 関係条例・規則・要綱

---

---

##### 【東京都特定個人情報の保護に関する条例施行規則】

（フィルムに記録された保有特定個人情報の写しの作成に要する費用の徴収）

第4条 条例別表備考3の規定によりフィルム（マイクロフィルムを除く。）に記録された保有特定個人情報の写しを交付するときは、その作成に要する費用を徴収する。

2 前項の規定に基づき徴収する費用について、契約上の理由その他の必要があると認めるときは、その概算額を徴収する。この場合において、同項の写しの作成の終了後精算して過不足があるときは、これを還付し、又は追徴する。

(電磁的記録に記録された保有特定個人情報の写しの交付に係る費用の徴収)

第5条 条例別表備考3の規定により電磁的記録に記録された保有特定個人情報の写しを交付するときは、当該写しの作成に使用する記録媒体に係る費用を徴収する。

2 写しの交付に際してプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。)の作成その他の特別の処理が必要であって、条例第2条第1項に定める実施機関が当該処理を行うことが相当であると認める場合には、当該処理に要する費用を徴収する。

3 前項の規定に基づき徴収する費用について、契約上の理由その他必要があると認めるときは、その概算額を徴収する。この場合において、同項の特別の処理の終了後精算して過不足があるときは、これを還付し、又は追徴する。

### 【東京都保有特定個人情報開示・訂正・利用停止事務取扱要綱】

#### 第3 自己の保有特定個人情報の開示事務

##### 9 開示手数料の徴収事務

###### (1) 開示手数料の収入部局等

開示手数料は、保有特定個人情報の開示をした主務課等を所管する部局の歳入とし、歳入科目は、次のとおりとする。

(款) 使用料及び手数料 (項) 手数料

(目) 諸手数料 (節) 情報公開

###### (2) 写しを交付する場合の開示手数料の計算方法等

ア 開示手数料については、別表を参考とすること。

イ 写しの交付の際、用紙の両面に写しを作成し、交付する場合においては、片面を1枚として計算する。

ウ A3判を超える規格の用紙を用いて写しを交付した場合であって、換算の結果、端数が生じたときは端数を切り捨てるものとする。

換算の方法は、A3判との面積の比率により行う。

エ 窓口には、開示手数料の計算方法について、開示請求者の照会に応じられるようその計算方法等を明示するものとする。

###### (3) 実費の徴収

ア フロッピーディスク、光ディスク以外の媒体に複写した場合は、その購入価格を実費として徴収する。

イ フィルム(マイクロフィルムを除く。)の写しの交付において写しの作成に要する費用は委託契約額を実費として徴収する。

ウ 電磁的記録の写しの交付において特別の処理に要する費用は委託契約額等を実費として徴収する。

エ 徴収した費用は、保有特定個人情報の開示をした主務課等を所管する部局の歳入とし、歳入科目は次のとおりとする。

(款) 諸収入 (項) 雑 入

(目) 雑 入 (節) 雑 入

(4) 開示手数料の照会への対応

開示請求者から事前に開示手数料について照会があった場合は、当該金額を明示するものとする。

(5) 条例第45条第2項後段の規定による開示手数料の徴収

条例第45条第2項後段の規定に基づき開示手数料を徴収する場合は、その旨の決定をし、納入通知書により当該開示請求者に請求する。

(6) 条例第45条第4項の取扱い(減免)について

開示請求者は、開示手数料の減免を請求する場合は、特別の理由があることを証明する書類等を提出するとともに書面により行う。この結果、減免の事由に該当することが証明されたときは、知事は、東京都会計事務規則(昭和39年東京都規則第88号)等に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 第46条 適用除外

第46条 法律の規定により行政機関個人情報保護法第4章の規定を適用しないとされている個人情報を含む特定個人情報については、本章の規定は適用しない。

---

---

### 趣旨

---

---

- 1 本条は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成15年法律第61号）で、行政機関個人情報保護法第4章の規定を適用しないとされている個人情報を含む特定個人情報については、条例第5章（保有特定個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求等）の規定は適用しないことを定めたものである。
- 2 ここでいう行政機関個人情報保護法第4章の規定を適用しないとされている個人情報（以下「当該個人情報」という。）を含む特定個人情報とは、個人番号と当該個人情報が一体の情報として直接結びついている場合のことである。単に特定個人情報に当該個人情報が添付文書として付されているような場合は、当該個人情報は特定個人情報には該当しないため、本条例の適用はなく、個人情報保護条例第30条の2により処理されるものである。